

相続手続き

まるわかり安心ガイド



日本最大級の 相続相談サイト **いい相続**

いい相続では専門オペレーターがお客様のお話を伺い
ご希望に応じて全国の相続に強い専門家を無料でご紹介します。

- ✓ 銀行など金融機関の手続き
- ✓ 遺産分割協議書の作成
- ✓ 相続人調査・戸籍収集
- ✓ 相続登記
- ✓ 相続税申告
- ✓ 相続財産調査
- ✓ 相続放棄
- ✓ 家族信託
- ✓ 遺言書の作成
- ✓ 不動産の生前贈与



無料相談

行政書士



税理士

ご相談の内容に合わせて専門家を無料でご紹介



相続でお悩みの方はまずはお気軽にご相談ください

無料相談

0120-981-824

いい相続

検索

www.i-sozoku.com

受付時間:平日9時~19時/土日祝9時~18時

もくじ

遺産相続で絶対を知っておきたいこと	3
主な相続手続きの流れ	4
知っておきたい！みんながつまずいた相続のポイント	5
みんなの相続事例集	7
いい相続に頼むと何がいいの？	8
自分でやってみよう！相続手続き	10
1. 相続人の調査	12
2. 遺言書の有無の確認	17
3. 相続財産の調査	18
4. 財産目録の作成	20
5. 銀行口座凍結の解除方法	22
6. 相続放棄・限定承認の申述	26
7. 被相続人の所得税の準確定申告	27
8. 遺産分割協議書の作成	28
9. 相続税の申告	33
10. 相続登記	45
お亡くなり後の手続きチェックリスト	50

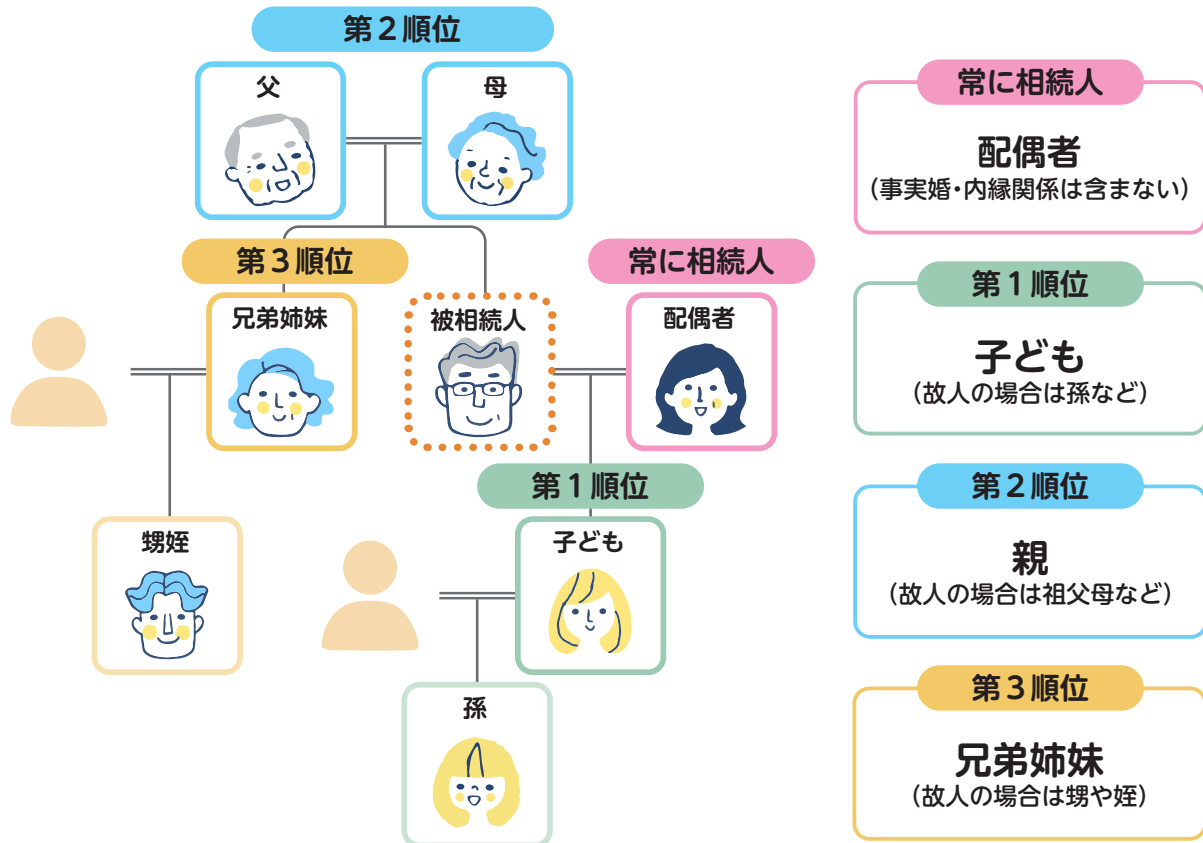


遺産相続で絶対に知っておきたいこと

誰が財産を相続できるか、どのくらいの割合を持つかといった法律上の基本は、事前にしっかり理解しておくことが大切です。

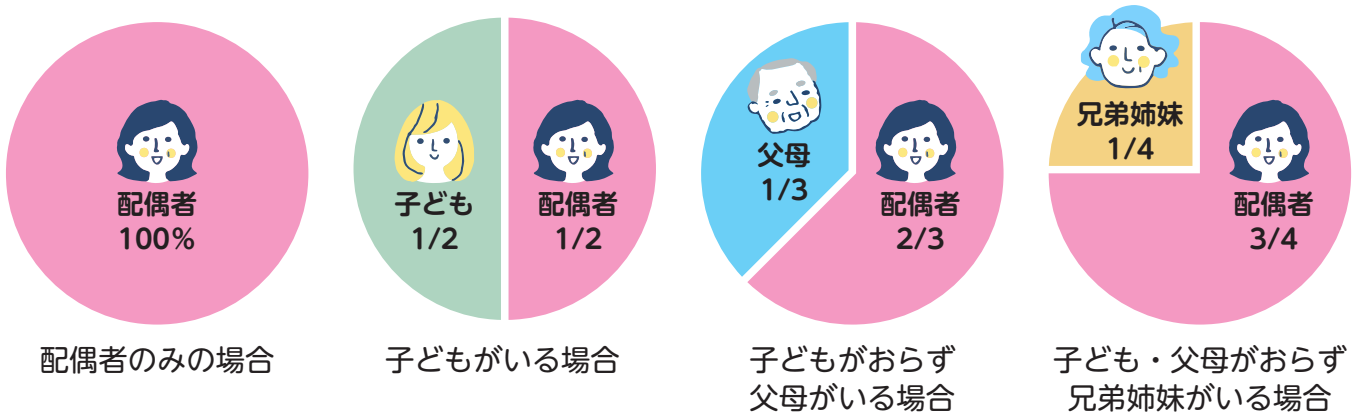
法定相続人と相続の順位

まずは、法律上では誰が相続人となるのか心得ておきましょう。



相続の割合

相続人が受け取る相続分は、民法で定められた相続順位に基づいて決まります。



専門家に丸投げしても大丈夫。書類集めや各種名義変更、相続税申告もお任せください。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

相続

無料相談

0120-981-824

主な相続手続きの流れ

なにを？いつまでに？どこに提出したらいい？大切な方がお亡くなりになった後にやらなければならない手続きや届け出は意外と多いもの。以下の表は葬儀のあとにやらなければならない主な手続きと時期の目安です。どの手続きがいつまでに必要かを把握して、期限までに手続きを終えられるように計画を立てましょう。

14日以内
ご逝去から

- 世帯主変更届の提出
- 健康保険資格喪失届の提出
- 後期高齢者医療資格喪失届の提出
- 葬祭費（埋葬料）の支給申請
- 年金受給権者死亡届の提出
- 福祉（高齢者・障害者）に関する手続き

3か月以内

- 相続財産の調査、確定
- 遺産分割協議書作成
- 金融機関への連絡と相続手続き
- 死亡保険金の請求
- 相続放棄、限定承認の申請
- 遺言書の確認/検認
- 公共料金等の解約/契約者変更

4か月以内

- 所得税の準確定申告

10か月以内

- 相続税申告

1年以内

- 遺留分侵害額請求
- 相続登記（不動産の名義変更）
- 遺品整理
- 自動車の移転登録申請



被相続人（死亡した人）の死亡を知った日から10か月以内に相続税をおさめないと、**追徴課税される場合があります。**

「相続手続きって、何から始めればいいのか？」相談から専門家への依頼まで **いい相続** が全部サポート。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

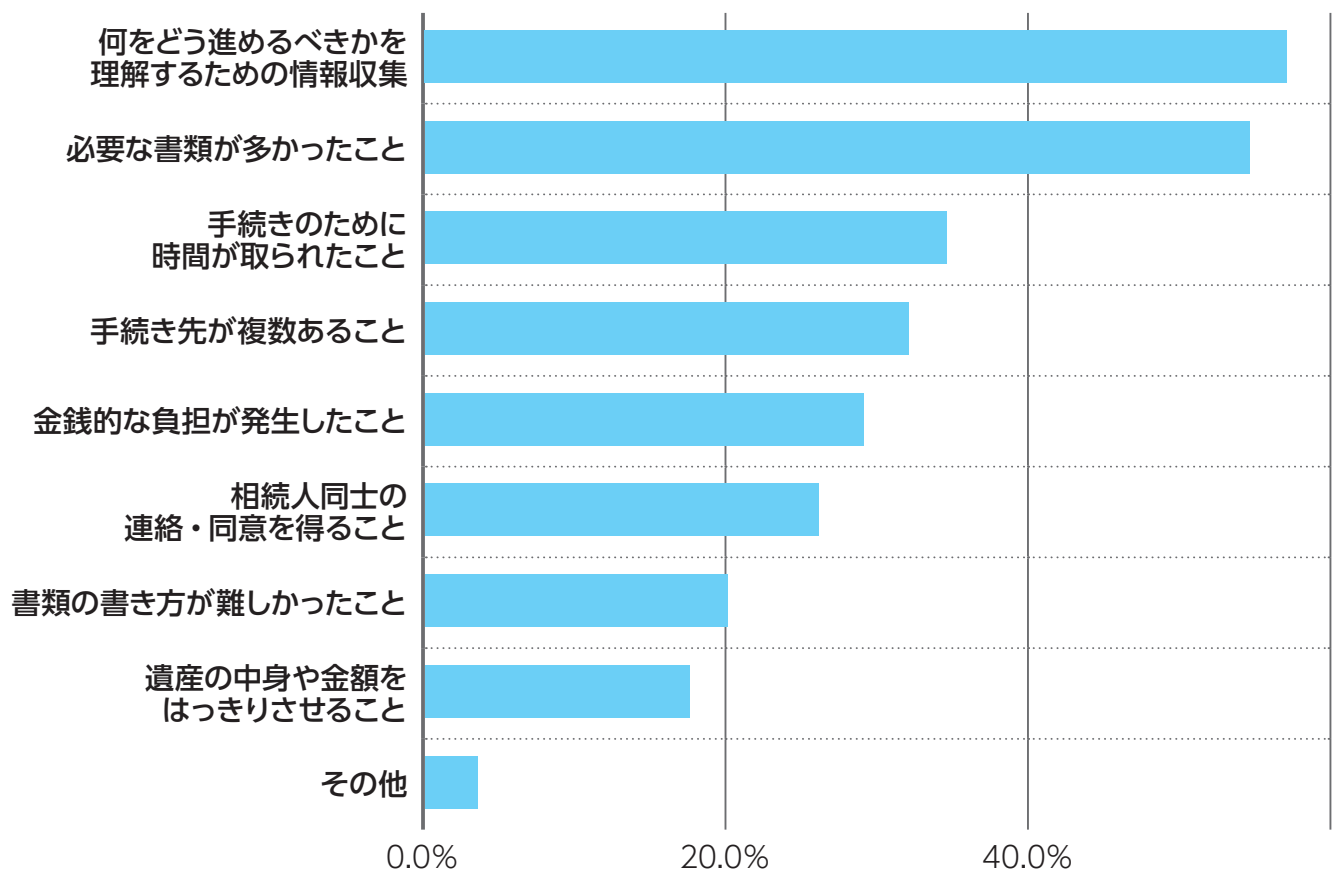
知っておきたい！みんながつまずいた相続のポイント

相続は誰にでも起こり得るもの。でも、いざ直面すると「何から始めればいいのか分からない」という声が多く聞かれます。

実際に相続を経験した方々のアンケート結果をもとに、多くの人が悩んだポイントや、相続した財産の内容をご紹介します。

※いい相続が相続経験者に実施したアンケートの結果をまとめています（調査期間：2025年3月27日～4月22日）

経験者はどんなことで困ってた？



「相続手続きで大変だったことは何か」という質問に対して、最も多かった回答は「何をどう進めるべきかを理解するための情報収集」で56.6%を占めました。次いで、「必要な書類が多かったこと」が54.1%、「手続きのために時間が取られたこと」が34.5%となっています。

多くの方が情報の不足や手続きの煩雑さに課題を感じていることがわかります。

手続きを途中まで進めたけれど、やはり専門家に任せたい——そんなときは **いい相続** にご相談ください。

累計
相談件数

25万件以上

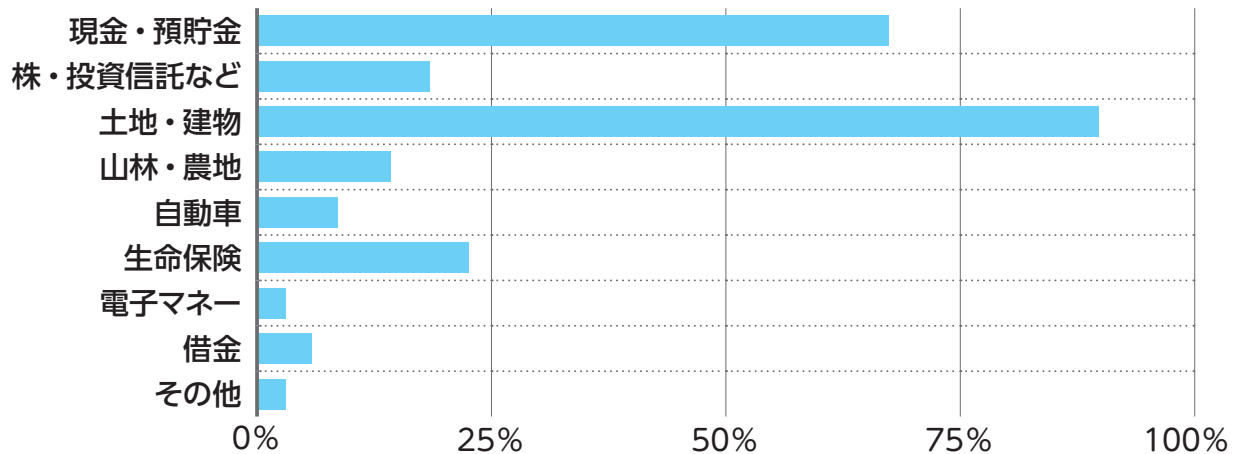
※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

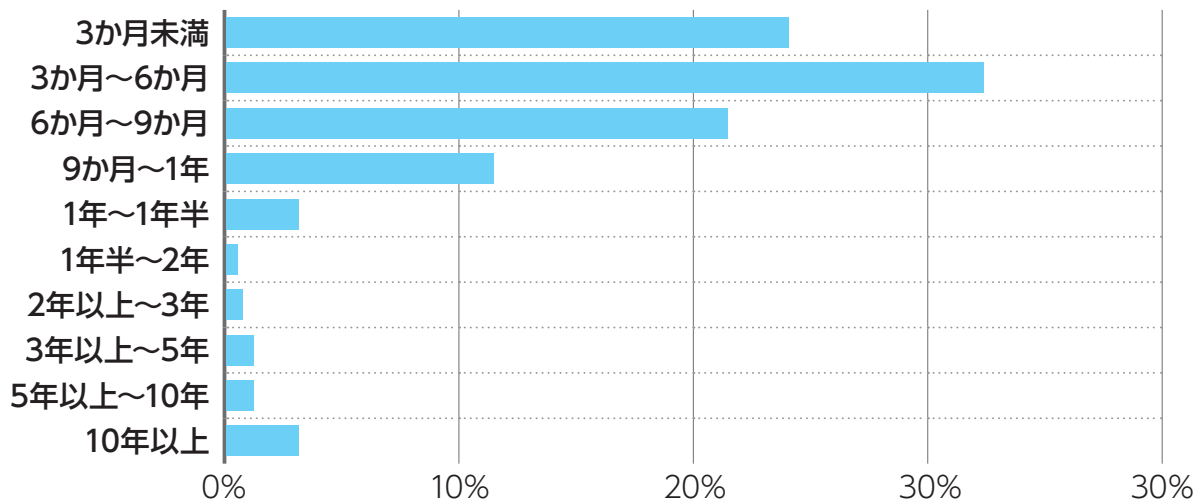
どんな財産を相続した？



相続財産の種類で最も多くの回答があったのは、「土地・建物（89.0%）」でした。次に多かったのが、「現金・預貯金（65.8%）」。「生命保険（23.8%）」「株・投資信託（18.1%）」といった金融商品が続き、わずかながら「電子マネー（1.1%）」といったデジタル資産も登場しており、近年の資産形成の多様化が感じられます。「借金（3.6%）」との回答があるのは、相続財産にはプラスの財産だけでなくマイナスの財産も含まれるためです。クレジットカードによる買い物代金の未払い分や、ローンなども遺産として受け継ぐこととなります。

相続は多岐に及ぶ財産の種類が手続きの煩雑さにつながり、多くの方を悩ませる原因の一つと考えられそうです。

相続手続きにかかった期間



相続手続きにかかった期間については、「3か月未満」で完了した人は全体の24.2%。最も多かったのは「3か月～6か月」で32.7%、「6か月～9か月（21.7%）」「9か月～1年（11.4%）」と続きました。全体の約75.8%が相続手続きに3か月以上を要しており、手続きの完了には一定の時間がかかる傾向が見られます。

さらに、「1年以上」かかった人も8.0%存在しています。中には「10年以上（3.2%）」かかったケースもありました。

「相続手続きって、何から始めればいいのか？」相談から専門家への依頼まで **いい相続** が全部サポート。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

みんなの相続事例集

事例 遺産の調べ方は？不動産の相続税評価額の調べ方もわかりません(46歳女性)

遺産分割協議をしたいのですが、まず遺産が何があるのか、いくらになるのかがわかりません。実家の評価額もわからないのですが、どのように調べれば良いのでしょうか。

アドバイス1 遺産分割協議の前に相続財産調査が必要

遺産には不動産、預貯金、株式などのプラス財産だけでなく、借金や保証債務といったマイナス財産も含まれます。故人の通帳や郵便物を探して整理しましょう。

最近ではネット銀行やサブスク契約などの「デジタル遺産」にも注意が必要です。ID・パスワードが不明だと手続きに時間がかかります。

また、生命保険金や死亡退職金は遺産分割協議の対象外ですが、相続税申告では考慮が必要です。

アドバイス2 実家の相続税評価額の調べ方

宅地の評価方法には路線価方式（主に市街地）と倍率方式（路線価が定められていない地域）の二つがあります。

家屋の評価方法は固定資産税評価額を採用します。門や塀、庭などは別に評価します。

ケースによっては特例を活用して納税額を抑えられることもあります。適用要件や判断が難しい場合も多いため、税理士にお任せするのが間違いないと思います。

事例 認知症の相続人がいる場合、遺産分割はどうすれば良い？(45歳女性)

父が病気で亡くなりました。母には最近会っていませんでしたが、認知症かもしれません。遺産分割のやり方について教えてください。

アドバイス1 認知症の相続人には代理人が必要

遺産分割協議は相続人全員が同意しなければ成立しません。そのため、相続人のなかに認知症の方がいる場合には、遺産分割協議を行うことが難しくなります。しかし、その人を除外した形での遺産分割協議は無効となってしまいます。

アドバイス2 認知症の相続人には代理人が必要

母親が認知症に罹っている可能性がある場合、医療機関に相談して症状の程度を確認することが必要です。

認知症の程度によって、成年後見、保佐、補助の3つのクラスに分かれており、いずれかに該当する場合は、家庭裁判所に対して後見申し立ての手続きを行いましょ。遺産分割協議は後見人が決まった後で行うこととなります。

なお成年後見制度を利用し、法定相続分に応じて遺産分割がされた後も、成年後見人の許可なしに母親の財産を処分することが出来なくなります。

専門家に丸投げしても大丈夫。書類集めや各種名義変更、相続税申告もお任せください。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

相続

無料相談

0120-981-824

いい相続に頼むと何がいいの？

1. いい相続では、全国の“相続に強い専門家”をご紹介します

いい相続では、特に相続分野に強い専門家をご紹介しますので、ご自身で探す手間がかかりません。しかも面談でご紹介するのは「初回無料面談」が可能な専門家だけですので、ご安心ください。

2. 相談内容に沿った最適な土業をご案内

いい相続のお客様センターでは、お客様一人ひとりのご状況を丁寧にヒアリングし、状況別に適切な土業を無料でご案内しています。

3. 土日祝日も対応

ご自身の都合に合わせて相談日が選べます。平日忙しい方へは土日祝日も対応可能な専門家をご紹介します。

相続相談の流れは5ステップ！

STEP1 お電話または相続無料相談フォームでお問い合わせ

フリーダイヤルでのお電話（0120-981-824）または、いい相続のWEBページの無料相談フォームなどからご連絡ください。

STEP2 いい相続専門スタッフがご対応

お客様の詳しいご状況をヒアリングさせていただきます。WEBでお問合せ頂いた場合は折り返しのご連絡をいたします。

STEP3 専門家との無料面談を予約

それぞれのご事情に合わせた相続に強い専門家（行政書士や税理士）をご紹介します。面談の日程を決めます。土日の面談も可能です。

STEP4 無料面談でお悩みを相談

ご自宅の訪問、カフェ面談、事務所面談はもちろん、インターネットを活用したオンライン面談などが選べます。

STEP5 手続きのご依頼

無料でお手続きの見積もりをいたします。ご納得いただいてから実際のお手続きを開始します。

「相続手続きって、何から始めればいいのか？」相談から専門家への依頼まで **いい相続** が全部サポート。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

お客様の声

「夫が急逝し、どのくらいの財産があるのかまったく把握していなくて困っていました。親身に相談に乗ってくださり本当にありがたかったです。」

「祖父が亡くなった際の相続手続きで何から手を付けていいか分からず相談。相続と登記を基本お任せし、無事終わることができて満足です。」

「父が亡くなって相続財産を整理していたのですが、10年前に他界した祖父の相続手続きをしていなかったことがわかりました。昔の相続相談にも乗ってもらえて助かりました。」

相続税申告、やってみただけで難しすぎた…専門家に任せて正解

——「いい相続」へは相続税申告のご相談をいただきました。

最初は自分で全部やろうかなって思ってたんですよ。あまりこういうのが苦になるタイプではないので。ネットで調べたり、相続の本を読んで準備して、必要な書類とかも集めてたんですよ。国税庁のホームページも見ながら。必要な書類とかの手順をまとめて、自分でチェックリストみたいなのも作ってました。結構本気でやってましたよ（笑）。でも、途中で気付いたんですよ。不動産が複数あるものですから、相続税の申告の時に、資料を何十枚も用意しないとイケないって知って、「これ以上は無理だ…」って思ったんですよ。その時に「やっぱりプロに頼もう」ってスパッと頭を切り替えました。

——他のサイトもご覧になりましたか？

他は見なかったですね。本当は知り合いに税理士がいたんですけどね、関係が近すぎるんで自分の財産を全て見せるのは抵抗があったんです。

——実際に頼んでみて、良かったなって思ったことは。

ああ、それはもうたくさんありますね。自分で調べても気づかなかった控除とか免除みたいなものがあったみたいで、税金を余計に払わずに済んだのは助かりました。専門家をお願いして本当に良かったです。

——実際に相続を経験して、どう感じましたか？

相続って誰にでも関わることじゃないですか。でも、もっと分かりやすい制度があったらいいのになあって思いました。税務署って、間違っても多めに税金払っても向こうで直して返金してくれないんですよ。知らずに損しちゃう人、きっと多いんだろうなって感じました。

——最後に、これから相続手続きを迎える方に何かアドバイスがあればお願いします。

やっぱりね、専門家に相談するのが一番だと思います。自分でやってみるのも勉強にはなるけど、時間とか労力を考えると、最初からプロに頼むのもいいなって思いました。僕の経験の話が誰かの役に立てばうれしいですね。

手続きを途中まで進めたけれど、やはり専門家に任せたい—— そんなときは **いい相続** にご相談ください。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

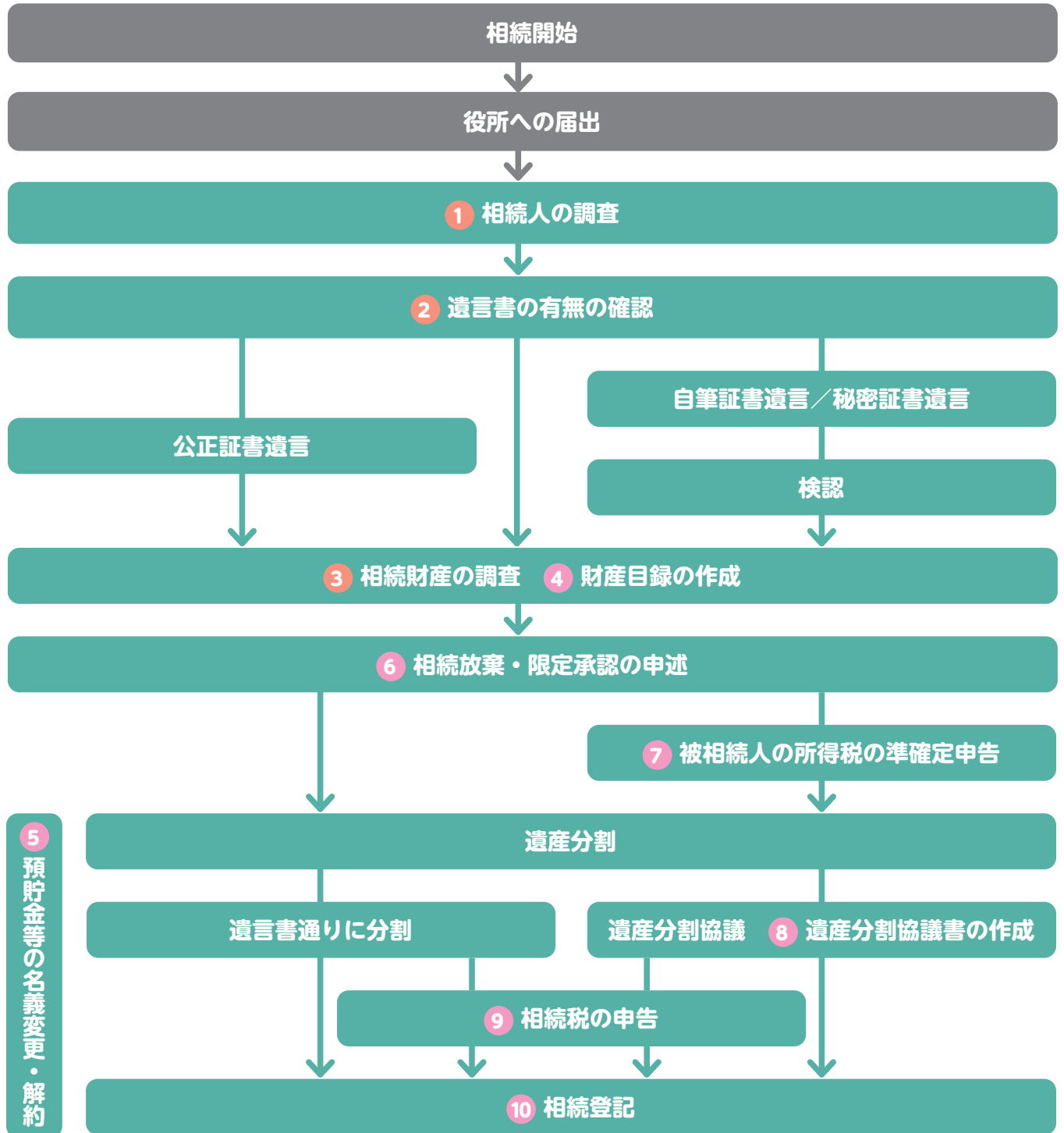
いい相続

無料相談

0120-981-824

自分でやってみよう！相続手続き

相続が発生すると、さまざまな手続きが必要になりますが、その内容はすべての人に共通するわけではありません。
ここからは、役所への届出以外の代表的な相続手続きを中心に、基本的な進め方を流れに沿って解説します。



5 預貯金等の名義変更・解約

「相続手続きって、何から始めればいいのか？」相談から専門家への依頼まで **いい相続** が全部サポート。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続

無料相談



0120-981-824

主な相続手続き	必要な人	場所	ページ
① 相続人の調査	必ず必要	—	12
② 遺言書の有無の確認	必ず必要	自宅/法務局/公証役場等	17
③ 相続財産の調査	必ず必要	自宅/金融機関等	18
④ 財産目録の作成	該当する人	—	20
⑤ 銀行口座凍結の解除方法	該当する人	金融機関/各社	22
⑥ 相続放棄・限定承認の申述	該当する人	家庭裁判所	26
⑦ 被相続人の所得税の準確定申告	該当する人	税務署	27
⑧ 遺産分割協議書の作成	該当する人	—	28
⑨ 相続税の申告	該当する人	税務署	33
⑩ 相続登記	該当する人	法務局	45

相続手続きの期限

相続手続きでは期限の定められたものがあります。期限を過ぎてしまうと、損をしたり金銭的なペナルティを受ける場合もあります。特に以下に挙げる手続きは、事前準備が必要となるため、早めに着手しましょう。

特に注意したい期限のある手続き

相続放棄・限定承認	相続税申告	遺留分侵害額請求	相続登記	特別受益と寄与分の主張ができる期間
 3ヵ月	 10ヵ月	 1年	 3年	 10年

専門家に丸投げしても大丈夫。書類集めや各種名義変更、相続税申告もお任せください。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

 相続

無料相談

0120-981-824

1. 相続人の調査

相続人調査とは、相続の権利を持つ相続人を確定するための調査のことです。被相続人（故人）の非嫡出子や養子縁組など、把握されていない相続人がいないかを調べ、誰が相続人なのかを正確に把握する必要があります。

相続人の調べ方

被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本を集めます。これを読み解いて相続人を確定します。

戸籍の取得方法

入手先	各自治体（役所）
請求方法	役所の戸籍担当窓口へ行く、または郵送で請求（広域交付は郵送請求不可）

戸籍謄本は、亡くなった時点の戸籍から古い戸籍（生まれた時）へとさかのぼって取得します。広域交付を活用すれば、市区町村役場の窓口で一括で請求することができます。他の自治体が含まれる場合は時間がかかるため、余裕をもって請求しましょう。ただし、戸籍抄本や除籍抄本、戸籍の附票、コンピューター化されていない戸籍については本制度は利用できません。また、本籍地や筆頭者などの情報が曖昧な場合、交付できないことがありますのでご注意ください。

\ POINT /

広域交付制度とは

一定の要件を満たせば本籍地以外の自治体でも戸籍の証明書が請求できる制度

利用できる人

戸籍に記載されている方、またはその配偶者、直系尊属（父母、祖父母）や直系卑属（子、孫）

利用できない人（第三者請求）

兄弟姉妹、またはおじやおばなど傍系の親族や第三者

広域交付での請求方法

本人確認書類（顔写真付き身分証明書：マイナンバーカードや運転免許証等）を持ち、市区町村役場の戸籍担当窓口で請求します。

「相続手続きって、何から始めればいいのか？」相談から専門家への依頼まで **いい相続** が全部サポート。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

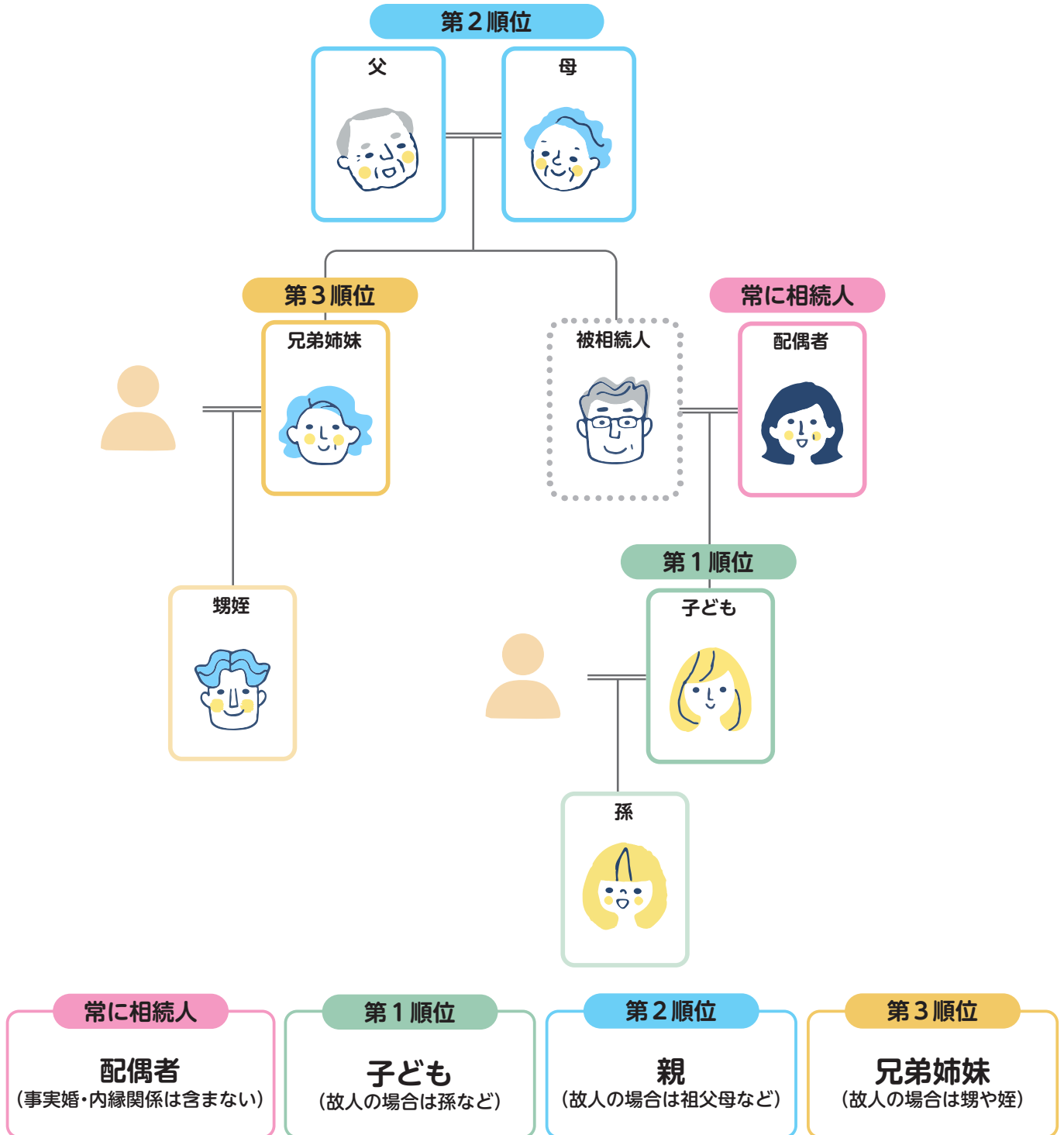
いい相続

無料相談

0120-981-824

法定相続人を確認する

相続では民法により、相続財産を受け継ぐ人が定められており、これを「法定相続人」といいます。法定相続人には以下の図のように順位が決められています。先順位の相続人がいない場合、または全員が相続放棄した場合、あるいは死亡していて代襲者もない場合に、順位は次の者へ移ります。なお、配偶者がいる場合は常に相続人となり、これらの順位の者と一緒に相続します。



手続きを途中まで進めたけれど、やはり専門家に任せたい—— そんなときは **いい相続** にご相談ください。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

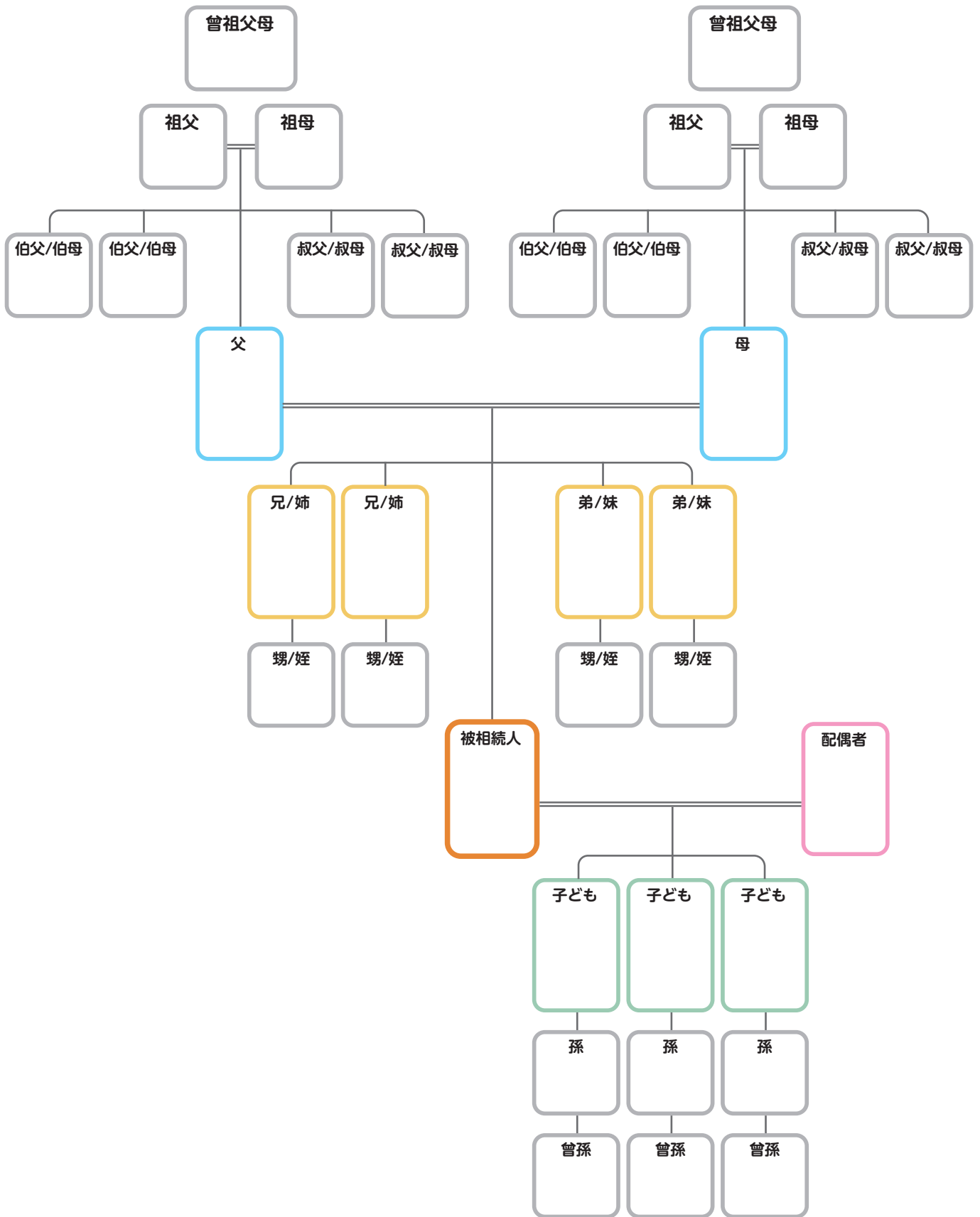
いい相続

無料相談

0120-981-824

相続人確認表

被相続人や相続人の氏名等をご記入いただき相続人の確認にご活用ください。



「相続手続きって、何から始めればいいのか？」相談から専門家への依頼まで **いい相続** が全部サポート。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続











無料相談

0120-981-824

法定相続分

法定相続分とは、民法のルールに従って相続人がどれだけの割合で相続財産を受け継ぐかを定めたものです。

ただし、遺言書で違う割合が指定されていたり、遺産分割協議で相続人の合意がある場合は、この通りに配分しなくてもかまいません。

相続人のケース	配偶者 必ず相続人	子ども 第1順位	親 第2順位	兄弟姉妹 第3順位
配偶者・子ども	2分の1 	2分の1 	—	—
配偶者・親	3分の2 	—	3分の1 	—
配偶者・兄弟姉妹	4分の3 	—	—	4分の1 
配偶者のみ	全部 	—	—	—
子どものみ	—	全部 	—	—
親のみ	—	—	全部 	—
兄弟姉妹のみ	—	—	—	全部 

専門家に丸投げしても大丈夫。書類集めや各種名義変更、相続税申告もお任せください。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

相続

無料相談

0120-981-824

具体例

第1順位 配偶者と子どもが相続人の場合

配偶者が遺産の2分の1、残りを子の人数で分けます。



配偶者 $1/2$



子 $1/2$ を人数で分ける

第2順位 配偶者と被相続人の親が相続人の場合

配偶者が遺産の3分の2、残りを被相続人の親の人数で分けます。



配偶者 $2/3$



父母等 $1/3$ を人数で分ける

第3順位 配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合

配偶者が遺産の4分の3を相続し、残りを兄弟姉妹の人数で分けます。



配偶者 $3/4$



兄弟姉妹 $1/4$ を人数で分ける

代襲相続

本来相続人となるべき人が、相続の発生前にすでに亡くなっている場合にはその人の子どもなどが代わりに相続することを代襲相続といいます。

代襲相続の相続割合

本来の相続人が受け取るはずだった法定相続分を、その代襲者がそのまま引き継ぎます。

ケース1 配偶者と存命の子ども、亡くなった子どもに子（孫）がいる場合

配偶者が遺産の2分の1、残りを存命の子どもと亡くなった子どもの子（孫）の人数で分けます。



配偶者 $1/2$



子と



孫

$1/2$ を人数で分ける

ケース2 配偶者と存命の兄と、亡くなった弟の子（甥姪）が相続する場合

配偶者が遺産の4分の3、残りを存命の兄と、亡くなった弟の子（甥姪）の人数で分けます。



配偶者 $3/4$



兄弟姉妹と



甥姪

$1/4$ を人数で分ける

「相続手続きって、何から始めればいいのか？」相談から専門家への依頼まで **いい相続** が全部サポート。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

2.遺言書の有無の確認

遺産相続の手続きを始める際は、まず遺言書の有無を確認することが大切です。遺言書がある場合、その内容に従って遺産が分割されるため、相続手続きの流れが大きく変わります。

遺言書の種類と確認方法

生前に遺言書を残すと聞いていなくても、故人が遺言書を作成している可能性があります。もし後から遺言書が見つければ、進めていた相続手続きをやり直すことになりかねません。まずは自宅を丁寧に確認し、貸金庫や親しい人に預けていないかも併せて探してみましょう。また、遺言書の種類によって以下の方法で探すことができます。

公正証書遺言	平成元年以降に作成された公正証書遺言であれば、全国どこの公証役場でも遺言検索システムを使って探すことができます。
自筆証書遺言	法務局の自筆証書遺言書保管制度を利用している場合、相続人などが遺言書保管事実証明書の交付の請求をすることで、保管の有無を確認することができます。保管されているのが分かった場合、遺言書情報証明書の交付の請求をすることでその内容を確認することができます。
秘密証書遺言	遺言の存在自体は公証役場で確認できますが、内容や保管場所までは分かりません。遺言者は自分で保管しているため、自宅や貸金庫などで探す必要があります。

自筆証書遺言や秘密証書遺言を発見した場合は、家庭裁判所で「検認」手続きが必要です。封がされていた場合は、検認前に開封しないようご注意ください。開封してしまうと5万円以下の過料が科される場合があります。

遺言書が無い場合

遺言書が作成されていない場合には、法定相続人全員で遺産の分け方について話し合い（遺産分割協議）を行う必要があります。

\ COLUMN /

遺言書をめぐる争い

遺言書をめぐる争いには、遺言の有効性を問うものや、遺留分の侵害、第三者への偏った遺贈などが挙げられます。こうしたトラブルの多くは、遺言書の内容と家族の認識との食い違いから発展することが少なくありません。無用な争いを防ぐためにも、遺言書は専門家と相談しながら作成することが重要です。法的に有効で、残された家族が納得のいくように配慮された内容にすることが円満な相続につながります。

手続きを途中まで進めたけれど、やはり専門家に任せたい—— そんなときは **いい相続** にご相談ください。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

3.相続財産の調査

被相続人（故人）の財産の全容を把握するための相続財産の調査は、遺産を分けるためだけでなく、相続税の計算や、相続放棄をするかどうかの決断をするためにも重要な作業です。相続財産とは、被相続人から相続人に引き継がれる財産のことです。現金、預貯金、不動産などのプラスの財産や、借金や未払金などマイナスの財産です。

+ プラスの財産		- マイナスの財産	
	現金 預貯金		借金
	不動産		保証債務・連帯債務
	電子マネー		未払いの家賃・地代
	株式・投資信託・国債など		未納の税金
	貸借権 抵当権		未払いの医療費・公共料金など
	自動車 船舶		
	金・貴金属 骨董		

相続財産の調査方法

相続財産の調査は、まず預金通帳の確認から始めましょう。預貯金の残高だけでなく、引き落としや入金などの取引履歴をたどることで、お金の流れを把握することができます。また、被相続人（故人）宛てに届いた郵便物も重要な手がかりになりますので必ず目を通すようにしましょう。なお、一般的に考えられる調査対象となる相続財産は以下のようなものが挙げられます。

調査対象	主な調べ方・資料例
預貯金	通帳、キャッシュカード、ネットバンキングのログイン情報、銀行からの郵便物
不動産	権利証、固定資産税の納税通知書、登記簿謄本（法務局で取得）
株式・投資信託	取引明細書、株主総会の通知、証券会社からの郵便物
借金や債務	借用書、クレジットカード、ローン契約書、通帳の自動引き落とし記録
その他	保険証券、自動車の車検証、ゴルフ会員権など

調査結果は財産目録にまとめることで、後々の遺産分割や相続税申告がスムーズになります。

「相続手続きって、何から始めればいいのか？」相談から専門家への依頼まで **いい相続** が全部サポート。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

特別受益の持ち戻し

被相続人（亡くなった方）が活着している間に、特定の相続人にだけ多くの財産を渡していたような場合、その人がほかの相続人と同じように遺産を受け取ると、不公平に感じられることがあります。

こうした不公平をなくすために、そのもらっていた分を一度「相続財産の中に戻したもの」として考え、全体の遺産の分け方を見直す仕組みが特別受益の持ち戻しです。これによって、相続人が公平に遺産を分けることができます。

なお、特別受益にあたるものは、生前贈与の他に、遺言による贈与（遺贈）、亡くなったときに贈与する約束をしていた場合（死因贈与）も対象になります。

ただし、生前贈与が必ずしも特別受益になるわけではありません。特別受益にあたるかどうかは、被相続人の収入や社会的地位、教育水準や生活状況などをふまえて判断されます。この判断は難しいので専門家に相談した方が良いでしょう。

また、民法上の遺産分割の対象にはならないものの、税法上相続税の計算対象となるものがあります。この点については後で説明する「相続税申告」をご覧ください。

- みなし相続財産
- 生前贈与加算
- 相続時精算課税制度 など

相続財産にならないもの

年金や生活保護の需給権や国家資格などの一身専属の権利・義務や、墓地、墓石、仏壇、仏具、神棚などの祭祀財産、香典や弔慰金は相続財産にはなりません。

\ COLUMN /

純金製の仏鈴（おりん）

祭祀財産について相続税は原則、非課税となりますが、客観的に見て豪華すぎる純金の仏具など、行き過ぎた相続税対策のための購入は税務署から非課税扱いを認められないことがあります。あくまで日常的に礼拝用として使用することが社会通念上認められる程度の物でなければなりません。

専門家に丸投げしても大丈夫。書類集めや各種名義変更、相続税申告もお任せください。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

相続

無料相談

0120-981-824

4.財産目録の作成

相続財産を、正確にリストアップしたものが財産目録です。
財産目録を作成することで遺産分割協議がスムーズになり、相続税の申告が必要かどうかの判断がしやすくなります。形式に決まりはありませんが、以下の項目をおさえておくとい良いでしょう。

預貯金

金融機関・支店名		種類	口座番号	金額	備考
〇〇銀行	〇〇〇〇支店	普通・定期・	123456789	11,500,000円	通帳、カードあり
		普通・定期・			
		普通・定期・			
		普通・定期・			

合計

不動産

所在・地番（家屋番号）	地目等	面積（㎡）	固定資産評価	備考
〇〇市〇〇町〇丁目〇番	〇番△	180.00	16,000,000円	

合計



「相続手続きって、何から始めればいいのか？」相談から専門家への依頼まで **いい相続** が全部サポート。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

有価証券・投資信託等

品目	保有銘柄	証券会社	口座番号	数量	単価	金額	備考
株式	〇〇株式会社	〇〇証券	123-456789	100	560	560,000円	残高証明書あり

合計

その他資産

内容（車種、銘柄、保険会社等）	証券番号等	数量	金額	備考
終身保険（〇〇生命）	〇〇-〇〇〇		10,000,000円	受取人〇〇△△子

合計

負債

種別	内容	債権者名	金額	備考
分割払い	14.1% 10回払い	〇〇カード	120,000円	オーディオ代残金

合計

手続きを途中まで進めたけれど、やはり専門家に任せたい—— そんなときは **いい相続** にご相談ください。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

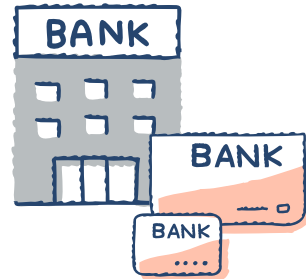
0120-981-824

5.銀行口座凍結の解除方法

亡くなった人の銀行口座は、原則として使えなくなります。入出金だけでなく、その口座からの引き落としなどの取引も停止されます。解除するには金融機関の定めた手続きをします。

口座凍結解除の大まかな流れ

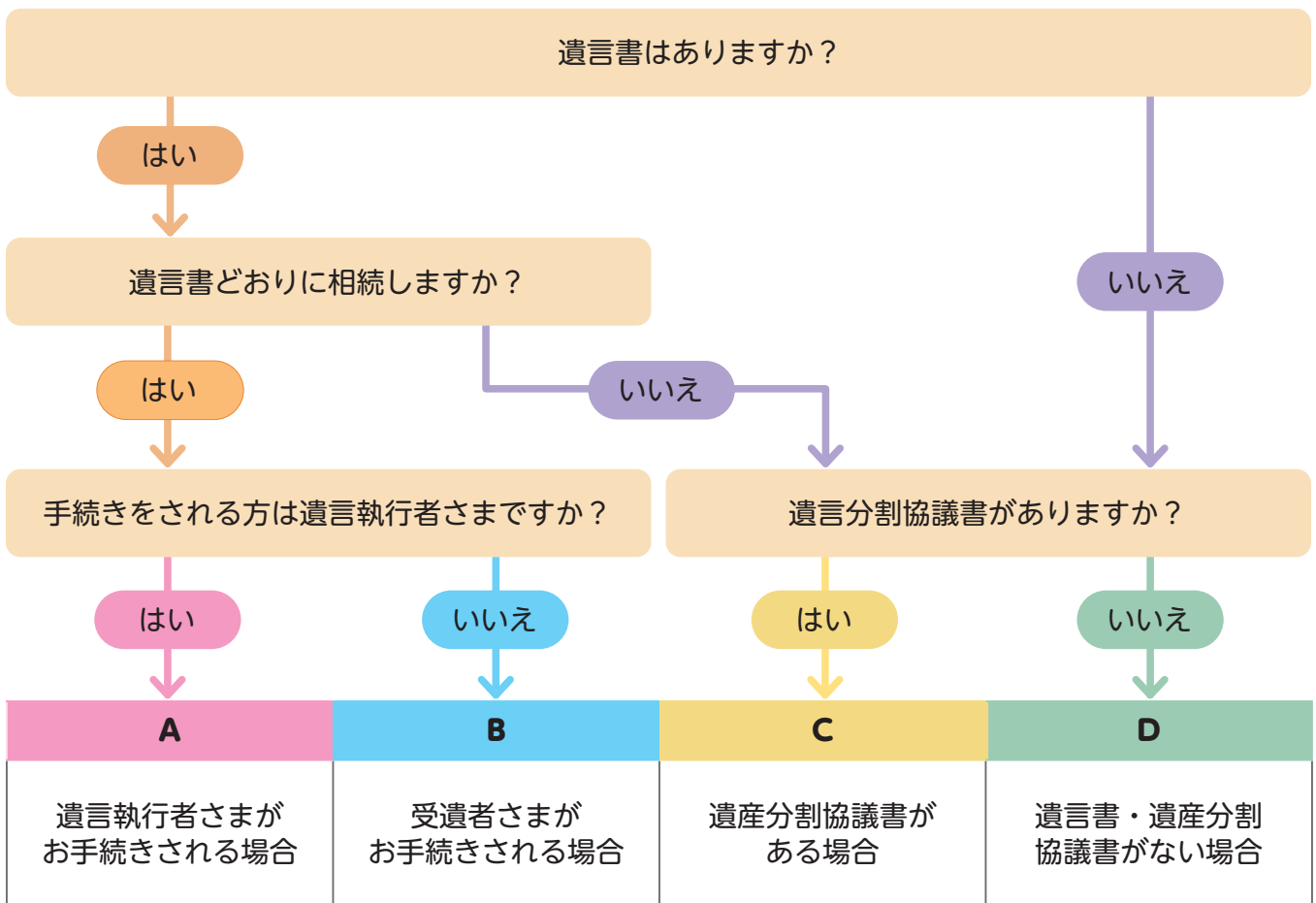
- STEP1 金融機関に口座凍結解除の申出
- STEP2 凍結解除に必要な書類の収集
- STEP3 凍結解除の必要書類を銀行に提出



※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融期間にお問い合わせください。

必要書類の準備

遺言書の有無によって金融機関で必要となる書類が異なります。以下のチャートでどのケースに当てはまるか診断して、必要書類を確認してください。



「相続手続きって、何から始めればいいのか？」相談から専門家への依頼まで **いい相続** が全部サポート。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先	
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	市区町村	
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村	
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関	
A B C D	相続人の印鑑証明	遺言書がある場合 遺言執行者分	市区町村
		遺言書がない場合 相続人全員分	
A B	遺言書(原本)	ご遺族	
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) <small>※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合</small>	家庭裁判所	
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族	
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村	
D	相続関係届出書(金融機関により名称が異なります)	各金融機関	

\ POINT /

凍結口座の仮払い制度

本来は凍結解除の手続きが終わってからでないとお金を引き出すことはできませんが、仮払い制度を使えば、相続人は遺産分割の前でも、生活費や葬儀費用などのために、一定の金額まで預金を引き出すことができます。

払戻しができる額

相続人は、口座ごとに以下の計算式で出した金額までを単独で引き出すことができます。

$$\text{相続開始時の預金残高} \times 1/3 \times \text{払戻しを行う相続人の法定相続分}$$

たとえば、相続人が子ども2人で、凍結された口座の預金が600万円ある場合、 $600\text{万円} \times 1/3 \times 1/2 = 100\text{万円}$ が1人あたり引き出せる金額です。

ただし、同じ金融機関から引き出せる合計額は150万円までと制限されています。

専門家に丸投げしても大丈夫。書類集めや各種名義変更、相続税申告もお任せください。

累計
相談件数

25万件以上 ※2025年1月末実績

相続

無料相談

0120-981-824

法定相続情報一覧図で戸籍集めを最小限に！

被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本は、以下のような相続手続きで要求される書類です。

- 預貯金の相続手続き
- 株式等の相続手続き
- 相続税の申告
- 保険金の請求
- 自動車の相続手続き
- 相続登記

相続手続きを行う際、被相続人すべてのや相続人全員の戸籍謄本・除籍謄本など、必要な戸籍関係書類をすべて集めると、人によっては膨大な量となり、束にするとかなりの厚さになることがあります。このような場合に非常に役立つのが、「法定相続情報一覧図」です。法定相続情報一覧図は、被相続人の相続関係を家系図のように一枚の紙にまとめたものです。法務局が法定相続人を審査して発行する公的な文書なので、相続手続きの際に戸籍一式の代わりとして利用できます。また、法定相続情報一覧図の写しは、必要な範囲で何通でも無料で発行してもらうことができます。

法定相続情報一覧図の作成方法

必要書類を集めて法定相続情報一覧図を作成し、法務局に提出します。

必要書類

- 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本および除籍謄本
- 被相続人の住民票除票または戸籍の附票
- 相続人全員分の戸籍謄本または戸籍抄本
- 申出人の氏名・住所を確認できる公的書類（免許証・マイナンバーカード・住民票の写しなど）
- 各相続人の住民票（戸籍の附票、印鑑証明書でも可）※

※相続人の住所を記載するかどうかは相続人の任意ですが、住民票の写しなどの代わりに活用できる場合があります。

法定相続情報一覧図の作成

被相続人と、戸籍の記載からわかる法定相続人を一覧にした図を作成します。様式や記載例は法務局のホームページからダウンロードすることができます。

「相続手続きって、何から始めればいいのか？」相談から専門家への依頼まで **いい相続** が全部サポート。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

法定相続情報一覧図 (イメージ図)

被相続人 鎌倉太郎 法定相続情報

最後の住所
○県○市○町○番地

最後の本籍
○県○市○町○番地

出生 昭和○年○月○日
死亡 令和○年○月○日
(被相続人)
鎌倉太郎

住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
(妻)
鎌倉花子

住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
(長女)
鎌倉春子 (申出人)

住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
(二女)
鎌倉夏子

以下余白

作成日：令和○年○月○日
作成者：住所 ○県○市○町○番地
氏名 ○○ ○○

手続きを途中まで進めたけれど、やはり専門家に任せたい—— そんなときは **いい相続** にご相談ください。

累計
相談件数

25万^{※2025年1月末実績}件以上

いい相続

無料相談

0120-981-824

6.相続放棄・限定承認の申述

相続財産の調査が完了した後、マイナスの財産が多く、相続財産を受け取りたくない場合もあります。その場合、相続を放棄したり、限定的な相続を選択することができます。

相続放棄

相続放棄とは、相続の際に被相続人の資産や負債などの権利を一切引き継がず放棄することを言います。手続きは家庭裁判所でおこないます。

限定承認

限定承認とは、相続した財産の範囲内でのみ、被相続人の債務を受け継ぐということです。つまり、相続財産を超える債務については支払う義務がありません。手続きは家庭裁判所でおこないます。

手続きの期限

相続放棄や限定承認の手続きは、「自分に相続が始まったことを知った日」から3か月以内（これを「熟慮期間」といいます）に行う必要があります。この期間内に、家庭裁判所へ相続放棄申述書と戸籍謄本などの必要書類を提出しなければなりません。

なお、3か月のあいだに相続財産の調査が間に合わない場合は、熟慮期間の延長（伸長）を申し立てることができます。この申し立ては、必ず熟慮期間が終わる前に行う必要があります。

⚠️ 注意点

相続放棄・限定承認の申述が受理されたあとは、原則として撤回することはできません。熟慮期間中に被相続人（故人）の財産を売ったり消費したり隠したりすると単純承認したものとみなされて相続放棄や限定承認ができなくなってしまいます。

「相続手続きって、何から始めればいいのか？」相談から専門家への依頼まで **いい相続** が全部サポート。

累計
相談件数

25※2025年1月末実績万件以上

いい相続

無料相談

0120-981-824

7.被相続人の所得税の準確定申告

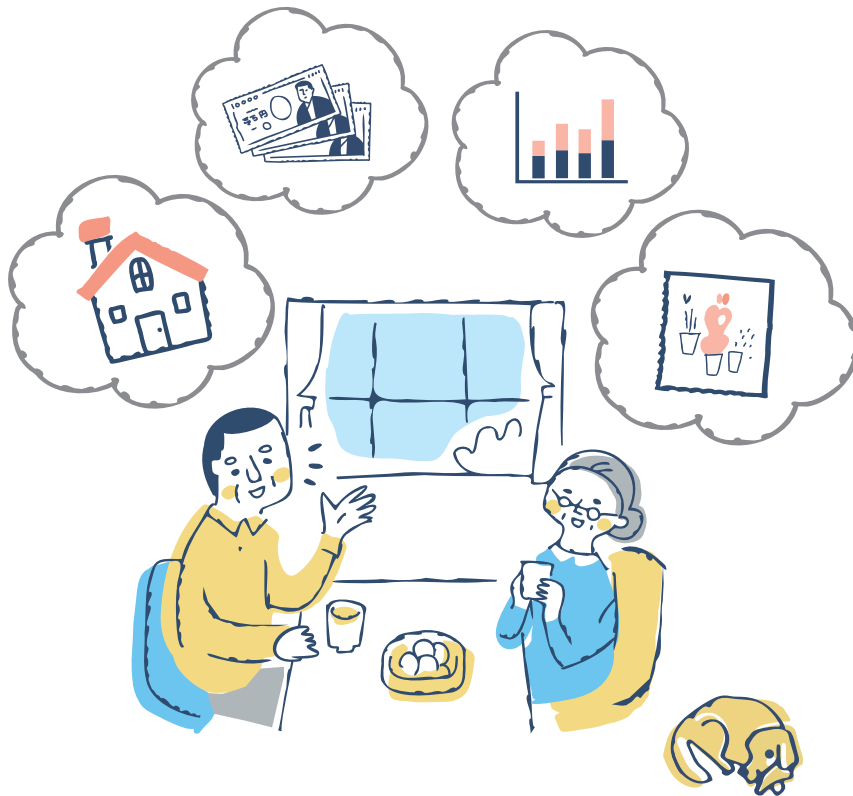
準確定申告とは、被相続人（故人）に代わって相続人が、被相続人がその年の1月1日から死亡した日までに得た所得について、所得税の確定申告を行う手続きです。

申告期限は「相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内」となっており、被相続人の死亡当時の住所地を管轄する税務署に提出します。

準確定申告が必要となるのは、被相続人が死亡した日までに確定申告が必要な所得があった場合です。つまり、被相続人が生前に確定申告が必要な収入や所得を持っていた場合、原則として相続人は準確定申告を行う必要があります。

被相続人が亡くなる前に支払い済みの入院費用などは、準確定申告で医療費控除の対象となります（死亡後に相続人が支払った医療費は対象外です）。

「被相続人が生前に確定申告が必要な所得がある場合、準確定申告が必要となる可能性がある」と考えておくとうわかりやすいでしょう。



専門家に丸投げしても大丈夫。書類集めや各種名義変更、相続税申告もお任せください。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

の相続

無料相談

0120-981-824

8.遺産分割協議書の作成

遺産分割協議とは？

遺産分割とは被相続人が残した遺産を、相続人が分けることをいいます。相続人が複数おり遺言書がない場合には、相続人同士で話し合い、協議によって、誰が何を相続するかを具体的に決めます。

遺言がある場合

被相続人が遺言書を残している場合には、被相続人が作成した遺言書に従って遺産相続がおこなわれます。ただし、相続人全員の合意があれば遺産分割協議によって遺産分割することも可能です。

遺産分割協議書

遺産分割協議書とは、相続人全員が合意した遺産の分け方を文書としてまとめたものです。遺産分割協議によって全員の合意が得られた場合、その内容を「遺産分割協議書」として作成します。法律上、必ず作成しなければならないと定められているわけではありませんが、不動産の相続登記や預貯金、有価証券などの名義変更手続きの際には、事実上必要となる重要な書類です。また、遺産分割協議書を作成して合意内容を明確に記録しておくことで、後日のトラブルを防ぐことにもつながります。

Q&A

Q 一人っ子は遺産分割協議をする必要があるの？

A 生存配偶者がおらず、子ひとりが相続人であると確認が取れば、唯一の法定相続人として単独で相続することができますので遺産分割協議は不要です。

Q 遺産分割協議は全員が集まらないとできませんか？

A 必ずしも全員が一か所に集まる必要はありません。電話やメール、オンライン会議などを使って話し合ってもかまいません。

「相続手続きって、何から始めればいいのか？」相談から専門家への依頼まで **いい相続** が全部サポート。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

遺産分割協議書のひな形

遺産分割協議書には定められた形式や書式はありません。相続手続き（遺産の名義変更など）で使用するためには、被相続人と相続人が誰なのか、また財産目録と照らし合わせて、誰が、どの財産を、どれだけ相続するのかを明確に記載しておく必要があります。

書き方の注意点

不動産	誰がどの不動産を相続するのか、不動産登記事項証明書に記載されている通りに書きます。
預金	誰がどの銀行口座を相続するのか、銀行名・支店名・口座番号などを記載します。
有価証券	誰がどの証券口座や株式などを相続するのかを記載します。
車	誰がどの車両を相続するのか、車の登録番号や車台番号などを記載します。

将来、新たに遺産が見つかる可能性もあるため、その場合にどのように分配するかをあらかじめ決めておくと安心です。



手続きを途中まで進めたけれど、やはり専門家に任せたい——そんなときは **いい相続** にご相談ください。

累計
相談件数

25※2025年1月末実績万件以上

いい相続

無料相談

0120-981-824

一般的な遺産分割協議書の書式サンプル

複数の相続人、不動産ありの例

遺産分割協議書

被相続人 鎌倉 太郎
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
死亡日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
本籍地 東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番地〇
最終の住所地 東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番地〇

上記被相続人 鎌倉 太郎 が 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 に死亡により開始した相続につき、次の通り分割することに相続人全員が同意した。

- 相続人 鎌倉 花子 は、以下の遺産を相続する
 - 土地
所在地 東京都〇〇区〇〇
地番 〇〇番〇〇
地目 宅地
地積 〇〇. 〇〇平方メートル
 - 建物
所在地 東京都〇〇区〇〇 〇〇番地〇
家屋番号 〇〇番〇
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建て
床面積 1階部分 〇平方メートル
2階部分 〇平方メートル
 - 動産
上記(2)の建物内にある家具家財等一切の動産
- 相続人 鎌倉 春子 は、以下の遺産を相続する
 - 建物
 - (一棟の建物の表示)
所在地 神奈川県〇〇市〇〇〇丁目〇番地〇
建物の名称 〇〇〇〇マンション
 - (専有部分の建物の表示)
家屋番号 〇〇〇丁目〇番地〇の〇〇
建物の名称 〇〇〇号
種類 居宅
構造 鉄骨造1階建
床面積 〇階部分〇〇. 〇〇平方メートル
 - (敷地権の目的たる土地の表示)
土地の符号 1
所在及び地番 〇〇〇丁目〇番〇
地目 宅地
地積 〇〇〇. 〇〇平方メートル
 - (敷地権の表示)
土地の符号 1
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 〇〇〇〇〇分の〇〇〇

「相続手続きって、何から始めればいいのか？」相談から専門家への依頼まで **いい相続** が全部サポート。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

(2) 車両
名義人 ○○○○
自動車登録番号 品川○○○○あ○○-○○
車体番号 第○○○○○号

(3) 有価証券等
○○証券○○支店 (口座番号○○○○) 保護預かりの以下の有価証券等
○○株式会社 株式1000株
○○株式会社 株式2000株
国内投資信託 ○○MRF○○○

3. 相続人 鎌倉 夏子 は、以下の遺産を相続する

(1) 預貯金
○○銀行○○支店
普通預金 口座番号○○○○○○○
口座名義人 ○○○○

4. 相続人 鎌倉 春子 は第2項の財産を取得する代償として、相続人 鎌倉 夏子、鎌倉 秋男 に対し、金 5,000,000 円を相続手続き完了後遅滞なく、振込にて支払うものとする。


5. 相続人 鎌倉 春子 は被相続人の未払租税公課、医療費、葬儀費用の全額を負担する。


6. 本協議書に記載のない財産並びに債務については、相続人 鎌倉 春子 が相続する。

以上のとおり相続人全員による遺産分割協議が成立したので、本協議書を4通作成し、署名・押印のうえ、各自1通ずつ所持する。

令和○○年○月○日 (作成日の日付)

住所 東京都○○区○○○丁目○番地○
生年月日 昭和○○年○○月○○日
相続人 鎌倉 花子 

住所 神奈川県○○市○○町○丁目○番地○
生年月日 昭和○○年○○月○○日
相続人 鎌倉 春子 

住所 埼玉県○○市○○町○丁目○番○号
生年月日 昭和○○年○○月○○日
相続人 鎌倉 夏子 

住所 埼玉県○○市○○町○丁目○番○号
生年月日 昭和○○年○○月○○日
相続人 鎌倉 秋男 

専門家に丸投げしても大丈夫。書類集めや各種名義変更、相続税申告もお任せください。

累計
相談件数

25万件以上 ※2025年1月末実績



無料相談

0120-981-824

遺産分割協議書の作り方

実印を押印する

遺産分割協議書の最後に相続人全員の実印を押印し、印鑑証明書を添付します。

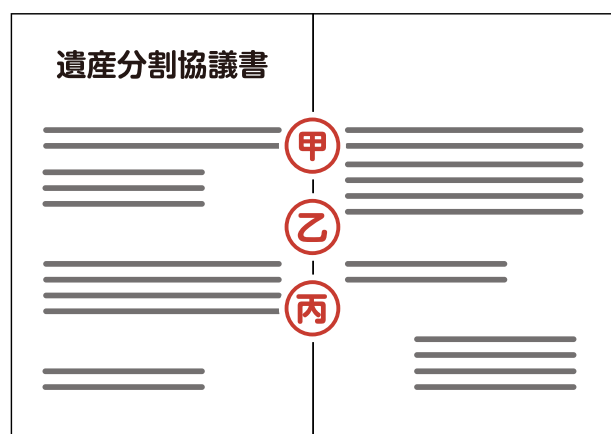
実印で契印する

遺産分割協議書が複数ページにわたる場合にはそのページのつなぎ目に相続人全員の押印が必要になります。これを「契印」といいます。

遺産分割協議書に押印した印鑑と同じもの、つまり実印を用いなければならないので注意しましょう。なお、捨て印をする必要はありません。

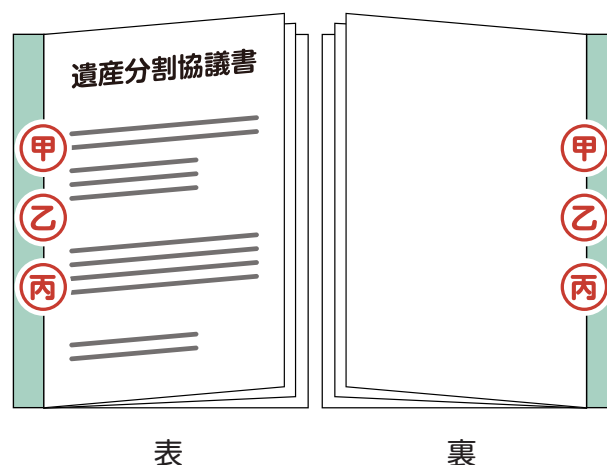
契印の押し方1

両ページにまたがるように押します。



契印の押し方2

製本テープなどで綴じたときは、製本テープと本体の境目に印を押します。



※印鑑証明書は挟まなくても大丈夫です。

相続人の人数分用意し、各自保存する

同じものを相続人の人数分用意し、各自で保存します。

遺産分割協議書を作成する際の注意点

遺産分割協議書は、さまざまな手続きで提出を求められることがあるため、必要な部数をあらかじめ用意しておくといよいでしょう。

なお、相続放棄をした人がいる場合は、「相続放棄申述受理証明書」を遺産分割協議書に添付する必要があります。

「相続手続きって、何から始めればいいのか？」相談から専門家への依頼まで **いい相続** が全部サポート。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

9.相続税の申告

相続税申告の大きな流れ

相続税申告の手続きをととても簡単に表すと、相続した遺産を税務署に届け出て、必要があれば相続税を払うという流れになります。

しかし、実際の手続きをするためには相続財産の評価をしたり、様々な特例を確認する必要があります。

STEP1 相続財産の総額を把握する（プラスの財産、マイナスの財産など）

STEP2 基礎控除の金額を計算し、適用できる特例を確認して、相続税がかかるかどうかを判断する

STEP3 必要書類をそろえる（戸籍・財産目録・マイナンバーなど）

STEP4 相続人全員で遺産の分け方を話し合う（遺産分割協議書の作成）

STEP5 税務署に申告書を提出、納税（10か月以内）

相続税申告って何？

相続でもらう財産の金額が多いと、「相続税」という税金がかかることがあります。

ただし、相続する金額が少なければ税金はかかりません。

税金がかかるかどうかは、「基礎控除（きそこうじょ）」の金額を算出して判断します。

相続税申告と納税の期限は被相続人が死亡（相続の開始）を知った日の翌日から10か月以内です。

相続税の基礎控除

基礎控除とは、相続財産から無条件で差し引くことのできる金額です。

相続財産の総額がこの基礎控除を超えなければ相続税はかからず、申告も必要ありません。計算式の法定相続人の数には相続放棄した人を含めることができます。

基礎控除額 = 3000万円 + 600万円 × 法定相続人の人数

計算例

法定相続人3人（内、相続放棄者1人）
3000万円 + 600万円 × 3人 = 4800万円まで非課税

手続きを途中まで進めたけれど、やはり専門家に任せたい—— そんなときは **いい相続** にご相談ください。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

相続税の課税対象となる財産

相続税の課税対象となる財産は、相続財産の調査で判明したプラスの財産やマイナスの財産のほかに、みなし相続財産（被相続人の死亡に伴い受け取る財産）なども含まれます。また、相続開始から3～7年以内に贈与された財産（生前贈与加算）や相続時精算課税制度を利用して贈与された財産も課税対象に含まれます。

相続税の計算上、相続財産に含めるもの

民法上の遺産分割の対象にはなりませんが、税法上では相続税の計算対象となるものがあります。具体的には次のようなものが該当します。

みなし相続財産

みなし相続財産とは被相続人（故人）が生前所有していた財産ではなく、亡くなったことによって発生する財産を指します。主に死亡保険金や死亡退職金が該当しますが、これらには税の負担を軽減するための非課税枠が設けられています。

死亡保険金（生命保険金）










被相続人が保険料を負担していた生命保険による死亡保険金は相続税の計算上は相続財産に含まれます。ただし、非課税限度額が設けられているので、その額を超えない場合は、課税対象になりません。非課税限度額は以下の式で算出することができます。

$$\text{死亡保険金の非課税限度額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

契約者、保険料の負担者（保険料を実際に支払っている人）、保険金の受取人を誰に設定しているかで、受け取る保険金にかかる税の種類が「所得税・相続税・贈与税」のいずれかに該当します。

- 相続税がかかるケース
被保険者が被相続人で、保険料負担者も被相続人である場合
- 所得税がかかるケース
保険料負担者と受取人が同じ人である場合
- 贈与税がかかるケース
被保険者が被相続人、保険料負担者と受取人がそれぞれ異なる人の場合

例：被相続人が父親、相続人が母親と子どもの場合の関係性による税の種類の違い

税の種類	被保険者 (保険がかけられている人)	保険料負担者 (保険料を払っていた人)	受取人 (保険金を受け取る人)
相続税	 父親	 父親	 子供
贈与税	 父親	 母親	 子供
所得税	 父親	 子供	 子供

「相続手続きって、何から始めればいいのか？」相談から専門家への依頼まで **いい相続** が全部サポート。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

死亡退職金（退職手当金）

被相続人の死亡によって、退職手当金や功労金などの支給が死亡後3年以内に確定した場合、相続税の計算上は相続財産に含まれます。

退職手当金等についても非課税限度額があり、以下の式で算出することができます。

$$\text{退職手当金等の非課税限度額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

個人年金保険などの定期金の権利

被相続人が掛け金を支払っていた個人年金保険から、定期的に保険金を受け取っていた場合、その年金受給権を相続人が引き継ぐと、相続税の計算上は相続財産として扱われます（ただし、国民年金や厚生年金の遺族年金は対象外です）。なお、年金受給権には非課税枠は設けられていません。

生前贈与加算

生前贈与加算とは、被相続人（故人）の亡くなる前一定期間の贈与は相続財産に加算する（持ち戻し）というものです。令和5年度税制改正により、対象期間が従来の相続開始前の3年以内から7年以内と大きく延長されました。（対象となるのは2024年1月1日以降の贈与分からです。完全な移行は2031年1月1日以降なので、その間は経過措置期間として段階的に延長されます。）

相続時精算課税制度

相続時精算課税制度は、60歳以上の父母や祖父母（贈与者）から18歳以上の子や孫（受遺者）に対する生前贈与の仕組みです。

相続時精算課税制度を選択すると2,500万円までは贈与税がかからずに贈与を受けられます。

この制度を利用して贈与された財産は贈与者が亡くなった時に相続財産として加算され、基礎控除を除き一括して相続税の課税対象となります。

確定した特別寄与料の額

特別寄与料は、被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族が、相続の開始後、相続人に対して支払いを請求することができる、その寄与に応じた額の金銭のことです。

特別寄与料の額が確定したケースでは、特別寄与料を被相続人から遺贈によって取得したものとみなして相続税が課税されます。

教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与の非課税の適用を受けた場合の管理残額

生前に贈与税の特例である「教育資金一括贈与の非課税特例」や「結婚・子育て資金一括贈与の非課税特例」を活用しており、その残金がある場合は相続税の対象となる場合があります。

相続税の計算上、相続財産から控除できるもの

葬式費用は遺族が支払うもので被相続人の債務ではありませんが、遺産の総額から差し引くことができます。

ただし、香典返しのためにかかった費用や初七日や法事などのためにかかった費用などは含まれません。墓石や墓地、仏壇などの祭祀財産の購入費用は債務控除することができないので注意しましょう。

専門家に丸投げしても大丈夫。書類集めや各種名義変更、相続税申告もお任せください。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

相続

無料相談

0120-981-824

相続財産の評価方法

相続税を計算するためには、被相続人（故人）が残した財産を評価する必要があります。

現金・預金	普通預金は亡くなった日（相続開始日）の残高が評価額になりますが、定期預金は相続開始日に解約した場合に受け取ることのできる利子（既経過利子）も加算されます。	
株式・投資信託等の有価証券 <small>※商品によって評価の方法が異なりますので、上記以外の評価方法は国税庁のホームページで確認してください。</small>	上場株式	4通りの評価額があり、このうちの最も低い金額で評価を行います。 ● 相続発生日の終値 ● 相続が発生した月の終値の平均額 ● 相続が発生した月の前月の終値の平均額 ● 相続が発生した月の前々月の終値の平均額
	非上場株式	会社規模や株主の属性などで評価の方法が変わります。計算方法は以下のようなものがあります。 ● 純資産価額方式 ● 類似業種比準方式 ● 配当還元方式
	投資信託	相続開始日において解約または買取請求した場合に、支払われる価額により評価します。
	公社債	公社債は、原則、銘柄ごとに、公社債の評価上の区分に従い、券面額100円当たりの単位で評価します。 ● 上場されている割引発行の公社債の評価額 （課税時期の最終価格＋源泉所得税額相当額控除後の既経過利息の額）×券面額/100円 ● 上場されている割引発行の公社債の評価額 課税時期の最終価格×券面額/100円
取引相場のある会員権	相続開始日の取引価格×70%（預託金がある場合はその評価額をこれにプラスする）預託金がある場合、返還される見込みがある預託金については、その現在価値を加算します（返還される時期が将来の場合は、複利現価率で割り引きます）。 返還される見込みのない預託金は評価額に加えません。	
自動車	同車種の中古買取り業者の販売価格やオークションサイトでの落札価格、中古車買取り業者の見積もり額など、相続開始日に売った場合の価格で評価します。	
書画骨董	買い取り業者の査定価格や美術商に依頼して得られた精通者意見価額。	

「相続手続きって、何から始めればいいのか？」相談から専門家への依頼まで **いい相続** が全部サポート。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

家庭用財産	1組5万円以下のものについては「家財一式」としてまとめて評価できます。5万円を超えそうな財産は個別に評価しておきます。
土地	原則として、宅地、田、畑、山林などの地目ごとに路線価方式又は倍率方式で評価します。
	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">相続税路線価×調整率×土地の面積</p> <p>路線価方式は、路線価をもとに土地の価値を計算する方法で、対象の土地が面する路線の路線価に面積を掛け、形状等に応じた補正を行い評価額を算出します。 路線価は「路線価は路線（道路）に面する標準的な宅地の1㎡当たりの価額」をいいます。路線価は国税庁のホームページの路線価図・評価倍率表で確認できます。</p> </div> <hr/> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">固定資産税評価額×倍率</p> <p>倍率方式は、土地の固定資産税評価額に評価倍率表の倍率を乗じて計算する方法です。倍率は土地によって異なるため国税庁のホームページで確認しましょう。</p> </div>
建物	<p>【評価額を減額できる制度】小規模宅地等の評価減の特例</p> <p>被相続人の配偶者や同居親族等が自宅を相続する場合、土地の評価額が最大80%が減額される特例。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 同居親族（相続発生時に被相続人と同居していた親族） ● 別居親族（配偶者がおらず、同居している相続人がいない場合、3年以上借家住まいの親族[※]） <p><small>※家なき子特例と言われており、定められた要件に該当する必要があります。</small></p> <p>居住用宅地だけでなく、他にも要件を満たせば事業用や貸付事業用の宅地にも適用できます。 小規模宅地等の他に、土地の評価額を下げる制度として、借地権の設定された土地については、借地権割合を考慮して評価額を下げるすることができます。</p> <p>住宅や貸付事業（賃貸アパート等）以外の事業用建物は、原則として固定資産税評価額がそのまま相続税評価額となります。 建物が第三者に賃貸されている場合や、賃貸アパートのように一部を賃貸している場合には、借家権割合や賃貸割合を考慮して評価額が下がる場合があります。</p>

手続きを途中まで進めたけれど、やはり専門家に任せたい—— そんなときは **いい相続** にご相談ください。

累計
相談件数

25万件以上 ※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

相続税の控除

相続税には、基礎控除以外にも条件に応じて次のような税額控除ができる仕組みがあります。これらを使って、相続税の負担を減らすことができます。

	適用対象となる相続人	控除できる金額
配偶者の税額軽減	配偶者	1億6,000万円か法定相続分のどちらか多い金額まで
未成年者の税額控除	未成年者の相続人	10万円 × その未成年者が満18歳になるまでの年数 ^{*1}
障害者の税額控除	障害のある相続人	(一般障害者) 10万円×その障害者が満85歳になるまでの年数 ^{*1} (特別障害者) 20万円×その障害者が満85歳になるまでの年数 ^{*1}
相次相続控除	過去10年以内に相続税を払った相続人	最初の相続でかかった相続税の一部
贈与税額控除	過去3年以内 ^{*2} に贈与税を払った相続人	相続人が過去3年以内 ^{*2} に支払った贈与税の金額のうち、被相続人にかかる分
相続時精算課税分の贈与税額控除	特定贈与者が被相続人の受贈者	相続時精算課税の適用を受けた贈与財産について贈与税が課されている場合の課された贈与税額
外国税額控除	外国にある相続財産を相続し、外国で相続税に相当する税金を支払った相続人	外国で支払った相続税に相当する税金の額と相続税額のうち海外の財産にかかる分のどちらか少ない額

*1 未成年者の税額控除及び障害者の税額控除の年数は、1年未満の期間は切り上げます。*2 令和6年1月1日以後に受けた贈与については、段階的に7年以内

「相続手続きって、何から始めればいいのか？」相談から専門家への依頼まで **いい相続** が全部サポート。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

相続税の計算

おおよその相続税を計算してみましょう。

STEP1 課税価格の合計額を算出する

相続や遺贈によって取得した財産の価額	①
みなし相続財産の価額	②
非課税財産の価額	③
相続時精算課税適用財産の価額	④
債務・葬式費用の金額	⑤
相続開始前3～7年以内の贈与財産の価額	⑥
課税価格	$① + ② - ③ + ④ - ⑤ + ⑥ =$ ⑦

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

専門家に丸投げしても大丈夫。書類集めや各種名義変更、相続税申告もお任せください。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

相続

無料相談

0120-981-824

STEP2**課税遺産総額を算出する**

課税価格	7
基礎控除額 3000万円 + 600万円 × 法定相続人の人数	8
課税遺産総額	7 - 8 = A

STEP3**A** を法定相続分で分ける 法定相続分の考え方はP15へ

相続人 甲	A	× 甲の法定相続分 =	B
相続人 乙	A	× 乙の法定相続分 =	C
相続人 丙	A	× 丙の法定相続分 =	D

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

「相続手続きって、何から始めればいいのか？」相談から専門家への依頼まで **いい相続** が全部サポート。累計
相談件数**25**万件以上

*2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

STEP4

相続税の総額を計算する 税率と控除額は以下表参照

B	× 税率 - 控除額 =	E
C	× 税率 - 控除額 =	F
D	× 税率 - 控除額 =	G
相続税の総額		E + F + G = H

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

MEMO

手続きを途中まで進めたけれど、やはり専門家に任せたい—— そんなときは **いい相続** にご相談ください。

累計
相談件数

25万件以上 ※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

STEP5

実際の相続税の割合で分ける

<input type="text" value="H"/>	× 甲 の実際の相続割合 =	相続人 甲 の税額 <input type="text"/>
<input type="text" value="H"/>	× 乙 の実際の相続割合 =	相続人 乙 の税額 <input type="text"/>
<input type="text" value="H"/>	× 丙 の実際の相続割合 =	相続人 丙 の税額 <input type="text"/>

相続人 甲 ~ 乙 のそれぞれの税額が算出されたあと、被相続人との関係が一親等の血族（および代襲相続人）と配偶者以外の方は、その税額に2割加算します。その後、各相続人ごとに配偶者の税額軽減や未成年者控除、障害者控除など、該当する各種税額控除を差し引きます。赤字（マイナス）になった場合は「0」となります。

相続税額の2割加算とは？

相続人によっては相続税が2割増しになります。
 相続や遺贈で財産を取得した被相続人（故人）の一親等の血族である親や子ども（代襲相続の孫を含む）と配偶者以外の方が対象です。
 兄弟姉妹や甥・姪、代襲相続でない孫などが該当します。
 加算金額の例： 甲 が代襲相続でない孫だった場合 甲 の税額 × 0.2

相続税の税額控除

適用対象となる相続人は以下の税額控除を適用します。

- 配偶者の税額軽減
- 未成年者の税額控除
- 障害者の税額控除
- 相次相続控除
- 贈与税額控除
- 相続時精算課税分の贈与税額控除（控除しきれない場合は還付請求可）
- 外国税額控除（国外資産がある場合のみ）

※外国税額控除などが該当する場合や詳細を確認したい場合は専門家に相談してください。

「相続手続きって、何から始めればいいのか？」相談から専門家への依頼まで **いい相続** が全部サポート。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

相続税の申告方法と納付

相続税の申告書類は、被相続人が死亡時における住所地を所轄する税務署に提出します。e-taxや税務署の業務時間内に窓口に行けないときなどは、郵送での提出も可能です。

申告期限

相続税の申告は、相続の開始があったことを知った日（相続開始日、通常は被相続人が亡くなった日）の翌日から10ヵ月以内に行わなくてはなりません。

申告期限を過ぎてしまうと加算税や延滞税が発生するため、相続税の申告準備は早めに進めておく必要があります。

必要書類

以下の書類は必ず必要になるものです。特例の利用をした場合などは別途必要になるものがありますので、事前に確認しましょう。

- 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等
- 相続人全員の戸籍謄本
- 遺言書又は遺産分割協議書の写し
- 相続人全員のマイナンバー本人確認書類
- 特例の利用などで必要になる書類
- 相続人全員の印鑑登録証明書（遺言書がある場合は不要）

相続税の納付

納付手続きは、以下の方法があります。自身の都合の良い方法を選択して納付手続きを行います。

- 金融機関または税務署の窓口での納付
- 「国税クレジットカードお支払サイト」を利用したクレジットカード納付
- e-Taxによる口座振替
- インターネットバンキングやATM等により国税を電子納付
- 「スマートフォン決済専用のWebサイト」を利用して電子マネーなどスマホ決済アプリで納付

専門家に丸投げしても大丈夫。書類集めや各種名義変更、相続税申告もお任せください。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

相続

無料相談

0120-981-824

ペナルティ

相続税申告の期限を守れなかったり、不正確であったりすると以下のペナルティを受けますので注意しましょう。

延滞税

延滞税は相続税申告・納税が期限に間に合わなかった場合、遅れた日数に応じて課されます。遅れるほど金額が増えます。

無申告加算税

正当な理由なく期限までに申告、納税しなかった場合に課されます。

過少申告加算税

期限内に申告、納税したものの、申告額が実際より少なかった場合、追加で課されるペナルティです。

重加算税

納税を逃れるため、申告内容をごまかしたり、財産を隠したり等悪質な場合に課される最も重いペナルティです。

Q&A

Q

遺産分割協議がまとまらず、申告期限に間に合わない場合はどうしたらいい？

A

未分割申告として一旦法定相続分により仮計算をして相続税申告をおこない、後日決定したら修正申告又は更正の請求をおこないます。ただし、仮計算時には配偶者控除や小規模宅地の特例は受けられません。

法定相続人の人数は？

該当する相続財産は？

相続税申告は必要？

診断する

あなたに必要な相続手続きが簡単な3つの質問で分かる！

オンライン
1分無料診断

<https://www.i-sozoku.com/>

いい相続 1分診断



10.相続登記

相続登記の大きな流れ

相続登記の手続き方法は不動産の有無を確認したのち、必要書類を集めて法務局に提出するという流れになります。

しかし、実際の手続きをするためには相続する人を決めたり、不動産の内容を確認する必要があります。

STEP1 被相続人名義の不動産の有無を確認

STEP2 登記内容の確認を確認

STEP3 登記に必要な書類を準備

STEP4 申請費用（登録免許税）

STEP5 法務局に提出・受領（3年以内）

相続登記って何？

相続登記とは、不動産を相続したときに行う名義変更の手続きをいいます。相続登記の期限は、相続の開始があったことを知った日から3年以内です。

相続登記の方法

1. 被相続人名義の不動産の有無を確認

被相続人（故人）が不動産をもっていたかどうかを調べるには、まずは、家の中に権利証（登記済権利証や登記識別情報通知）や固定資産税の通知書などがいないかを探します。

自宅などの不動産は固定資産税の通知書で知ることができます。しかし、固定資産税が非課税の場合は、市区町村役場で名寄帳^{*1}を取得する必要があります。生前「〇〇に山を持ってる」と言っていたなど、家族が知らない土地を持っている可能性がある場合にも、名寄帳を取得して確認することになります。どこに不動産を所有しているかわからない場合は専門家に相談した方がよいでしょう。

*1 名寄帳は、土地と家屋の固定資産課税台帳を所有者ごとにまとめたものです。不動産所在地の市区町村役場で閲覧・取得できます。取得する場合は、1通200～300円程度の手数料がかかります。

※一部の地域においては法務局で住所と氏名の情報から被相続人名義の不動産を調査することもできます（令和8年2月2日～）。

手続きを途中まで進めたけれど、やはり専門家に任せたい—— そんなときは **いい相続** にご相談ください。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

不動産があることが分かったら、法務局で、登記簿謄本（登記事項証明書）を取得して登記内容を確認します。

登記簿謄本の取得方法

全国どこの法務局でも取得できます。

- 法務局の窓口で取得する
- 法務局へ申請書を郵送する
- オンライン請求する

2. 登記内容の確認

登記簿謄本は「表題部」「権利部（甲区）」「権利部（乙区）」「共同担保目録」という4部構成になっています。

まずは、不動産の名義人が誰なのかを確認します。登記名義人が被相続人（故人）になっているか、担保になっていないか（抵当権や根抵当権が付いていないか）確認します。

登記簿謄本の見方

表題部 不動産の基本情報

土地・・・所在・地番・地目・地積等
家屋・・・所在・家屋番号・構造・床面積等

権利部（甲区）所有権の情報

土地家屋の所有者の住所氏名、取得原因年月日等

権利部（乙区）所有権以外の権利の情報

抵当権に関する内容や、権利に関する内容

共同担保目録 抵当権等の情報

1つの債権に対して複数の不動産が抵当権として設定されている場合の他の物件の情報

The image shows a sample of a Japanese Land Registry Certificate (登記簿謄本). It is a structured document with several sections:

- 表題部 (表題部)**: Basic information about the property, including location, plot number, and area.
- 権利部 (甲区)**: Information regarding ownership rights, including the name of the owner and the date of acquisition.
- 権利部 (乙区)**: Information regarding other rights, such as mortgages or liens.
- 共同担保目録**: A list of properties that serve as collateral for a debt.

 A large red watermark reading '見本' (Sample) is placed over the center of the document. At the bottom right, there is a QR code and a reference number: 登記簿番号: D12445-1-1/3-1/2.

出典：法務省ウェブサイト
<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji02.html>

\ COLUMN /

建物が建っているのに登記がされていない！？

古い建物などでは、登記が行われていないケースがあります。これは未登記建物と言われてい

ます。「以前、古い建物を取り壊して新たに建物を立て直した」「土地をもっていたので、建物を建てたとき現金で支払った」といった場合については登記簿の内容を精査する機会がないため登記を放置されてしまうことがあるのです。未登記とはいえ新しい建物は存在するので、被相続人の相続財産に変わりはありません。表題に登記がされていない建物については、表題登記や建物表題登記などをおこなう必要があります。

「相続手続きって、何から始めればいいのか？」相談から専門家への依頼まで **いい相続** が全部サポート。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

3. 登記に必要な書類を準備

登記内容の確認ができれば、登記申請に必要な書類を集めます。
なお、法定相続情報一覧図の写しがあれば、戸籍謄本等の代わりに利用できます。

必ず必要なもの

- 登記申請書
- 被相続人の戸籍の附票または住民票の除票（本籍地入りのもの）
- 不動産を相続することとなった相続人の住民票（本籍地入りのもの）
- 最新の固定資産評価証明書または課税明細書

ケースごとに必要な書類

必ず必要な書類に加え、遺産分割のケースごとに必要な書類も準備します。

遺産分割協議による相続の場合	法定相続分による相続の場合	遺言による相続の場合
<ul style="list-style-type: none">● 被相続人の出生から死亡までの戸籍● 遺産分割協議書● 相続人全員の印鑑証明書● 相続人の住民票	<ul style="list-style-type: none">● 被相続人の出生から死亡までの戸籍● 相続人全員の戸籍 <p><u>相続放棄者がいる場合</u></p> <ul style="list-style-type: none">● 相続放棄申述受理証明書 または相続放棄申述受理通知書	<ul style="list-style-type: none">● 被相続人の死亡時の戸籍● 相続人の戸籍● 遺言書 <p><u>自筆証書遺言の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none">● 検認済証明書
<p><u>相続放棄者がいる場合</u></p> <ul style="list-style-type: none">● 相続放棄申述受理証明書 または相続放棄申述受理通知書		

※父母祖父母、兄弟姉妹が相続人の場合、相続人が亡くなっている場合等は状況に応じて、上記以外の戸籍を取得する必要があります。

専門家に丸投げしても大丈夫。書類集めや各種名義変更、相続税申告もお任せください。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

相続

無料相談

0120-981-824

4. 申請費用（登録免許税）

相続登記には申請費用として固定資産税評価額（千円未満切り捨て）の0.4%（百円未満切り捨て）の登録免許税がかかります。固定資産税評価額は固定資産税の納税通知書を見ることで確認できます。

登録免許税 = 固定資産税評価額 × 0.4%*

※ただし、遺贈の場合には「固定資産税評価額 × 2%」

計算例

固定資産税評価額が2,000万円の場合
 $2,000万円 \times 0.4\% = 8万円$

登録免許税の支払い方法

以下のいずれかの方法で納めます。

- 現金納付

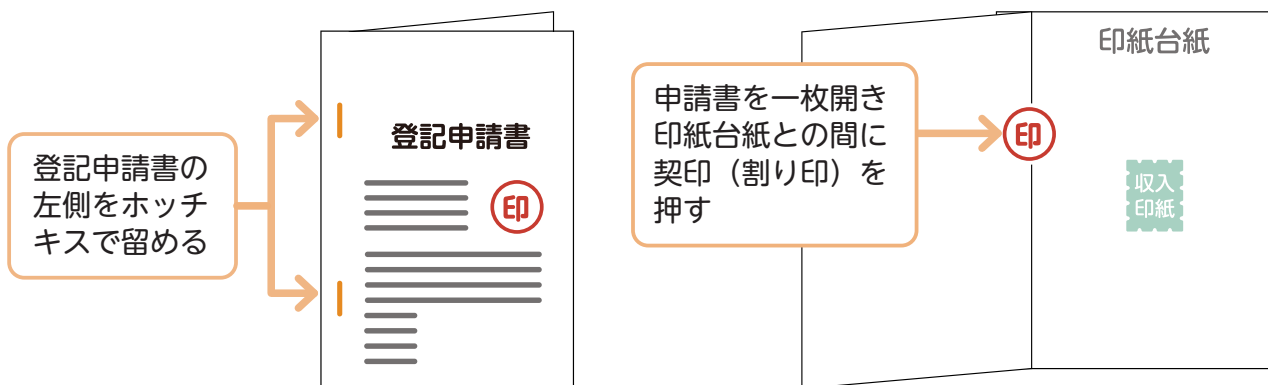
金融機関または税務署で登録免許税を納める

- 収入印紙で納付

法務局や郵便局などで税額分の収入印紙を購入し、登記申請書に貼り付ける

5. 法務局に提出

必要書類をそろえたら、登記申請書と必要書類を、相続した不動産の所在地を管轄する法務局に提出します。提出をする際に登記申請書と登録免許税の貼付台紙への申請人の契印（割印）をわすれないようにしましょう。



法務局の混雑状況などにもよりますが、手続きはおおむね1週間～10日程度で完了します。ただし、必要書類に不備があったり、内容の訂正が必要な場合には、処理が長引くことがあります。登記が完了すると、「登記完了証」と「登記識別情報通知書（登記識別情報が記載された書面）」が交付されます。

なお、これらの書類を郵送で受け取りたい場合は、宛名を記載した返信用封筒と郵便切手を登記申請時にあらかじめ提出しておく必要があります。

「相続手続きって、何から始めればいいのか？」相談から専門家への依頼まで **いい相続** が全部サポート。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

ペナルティやデメリット

相続登記の期限は相続の開始があったことを知った日から3年以内です。もし、怠ると10万円以下の罰則の対象となります。

また、名義が被相続人（故人）のままでは、不動産を売却したり貸し出したりすることができず、活用のチャンスを逃してしまうデメリットもあります。

Q&A

Q 相続登記の義務化前の相続については、いつまでに登記をすればいいのでしょうか？

A 相続人が不動産（土地・建物）を取得したことを知った日から3年以内に相続登記を行うことが、法律上の義務となったのは2024年4月1日です。
そのため、2024年4月1日時点で相続登記が未了の不動産については、2027年3月31日までに登記を行えば良いとされています。

Q 遺産分割でもめていて、誰が不動産を相続するか決められません。

A このような場合は、相続人申告登記をしておくことで、相続登記の義務を一時的に免れ、過料（罰則）を回避することができます。
その後、遺産分割協議が成立したら、その時点から3年以内に相続登記を行う必要があります。
なお、相続人申告登記は正式な相続登記とは異なるため、この状態では不動産を売却することはできません。



手続きを途中まで進めたけれど、やはり専門家に任せたい—— そんなときは **いい相続** にご相談ください。

累計
相談件数

25万件以上

※2025年1月末実績

いい相続

無料相談

0120-981-824

お亡くなり後の手続きチェックリスト

大切な方が亡くなった後、心の整理がつかない中でも、さまざまな手続きを進めなければなりません。そこで、死亡後1年以内を目安に対応が必要となる主な死後の手続きや相続手続きを、わかりやすく一覧にまとめた「チェックリスト」をご用意しました。ぜひご活用ください。

ご逝去から 14日以内	<input checked="" type="checkbox"/>	必要な手続きが済んだらチェックを入れましょう	
	<input type="checkbox"/>	死亡届の提出	死亡届は「死亡地」「死亡した人の本籍地」「届出人の所在地（住所地）」のうちいずれかの市区町村の役所で届出できます。
	<input type="checkbox"/>	世帯主変更届の提出	故人が世帯主の場合、変更届が必要です。
	<input type="checkbox"/>	年金受給者死亡届の提出	年金事務所は混みあうため、事前に電話をして訪問日を予約するといいいでしょう。
	<input type="checkbox"/>	健康保険資格喪失届の提出	国民健康保険の方は役所の窓口にお勤めの方は勤め先にお問合せください。
	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証の返却	故人が65歳以上の方、または40歳以上65歳未満の特定疾病による要介護・要支援認定者の方が対象です。
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険証の返却	故人が75歳以上の方が対象です。
	<input type="checkbox"/>	葬祭費（埋葬料）の支給請求	故人が国民健康保険や国民健康保険以外の健康保険、協会けんぽ等に加入していた場合に支給されます。
3か月以内	<input type="checkbox"/>	公共料金などの解約・契約者変更	銀行口座を凍結すると各種料金の引き落としができなくなるため、継続利用するサービスは支払口座の変更手続きを先にしましょう。
	<input type="checkbox"/>	遺言書の有無の確認	自筆証書遺言の場合、裁判所での検認手続きが必要です。
	<input type="checkbox"/>	金融機関への連絡・口座凍結	遺産分割前の相続財産を保護するため、口座を凍結させる必要があります。
	法定相続人を確定するための必要書類の収集・作成		
	<input type="checkbox"/>	被相続人の戸籍収集	亡くなった方の死亡から出生までの戸籍を順にたどって取得し、相続人を調査・確定させます。
	<input type="checkbox"/>	相続人の戸籍・印鑑証明書の取得	戸籍謄本と印鑑証明書は、市区町村の窓口で取得することができます。
<input type="checkbox"/>	相続関係説明図の作成	戸籍を収集し相続人が確定したら、故人と相続人との関係を家系図のような形でまとめるといいいでしょう。	
<input type="checkbox"/>	法定相続情報一覧図を法務局に申請	相続関係説明図と似ていますが、法務局が指定する書式で作成し、法務局に認証してもらうものです。	
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査、確定	相続財産には、プラスの財産だけでなく借入金・ローンなどのマイナスの財産も含まれます。	
<input type="checkbox"/>	相続放棄、限定承認の申請	相続放棄をする場合、死亡を知った日から3か月以内と期限が決まっているので注意しましょう。	

3
か月以内

<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書の作成	財産の分け方が決まったら、後々揉めないように遺産分割協議書を作成します。
<input type="checkbox"/>	固定資産税の現所有者申告	不動産をお持ちの場合、相続登記が完了するまでの間、固定資産税の納税義務者となる相続人を申告し、相続人代表者を指定します。
<input type="checkbox"/>	遺族年金の給付申請	受給要件を満たしている場合、遺族基礎年金・遺族厚生年金がもらえます。年金事務所に詳細を確認しましょう。
<input type="checkbox"/>	高額医療費の請求申請	未支給の高額療養費があれば、相続人から請求することができます。なお支給を受ける権利の消滅時効は、診療を受けた月の翌月の初日から2年です。

4
か月以内

<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	亡くなった方に所得がある場合、必要な手続きです。相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内が申告・納税の期限です。
--------------------------	-----------	--

6
か月以内

<input type="checkbox"/>	遺品整理	相続放棄をする方が手続き完了前に遺品整理をすると、単純相続したとみなされることがあるので注意が必要です。
<input type="checkbox"/>	預貯金・有価証券等の相続	遺産分割協議に基づき、財産の相続手続きを行います。
<input type="checkbox"/>	死亡保険金の受け取り	死亡保険金は「500万円×法定相続人の数」で控除額が算出され、これを超える額が相続税の課税対象となります。
<input type="checkbox"/>	自動車等の名義変更	自動車・二輪車などの車両も相続財産になりますので、忘れずに名義変更手続きをしましょう。
<input type="checkbox"/>	相続登記（不動産名義変更）	2024年4月以降、所有権を取得してから3年以内に登記することが義務付けられました。早めに対応を開始しましょう。

10
か月以内

<input type="checkbox"/>	相続税申告	相続税の申告・納税期限は10ヵ月以内と決まっています。対象となる方は早めに税理士に相談しましょう。
--------------------------	-------	---

1
年以内

<input type="checkbox"/>	遺留分侵害額請求	遺留分を下回る相続の場合、他の相続人に対して遺留分を請求することができます。
--------------------------	----------	--

相続手続きの無料相談・専門家紹介なら **いい相続**

戸籍収集

遺産分割協議書の作成

各種名義変更

相続税申告

ご自身で対応が難しいものは専門家に依頼することができます。
オペレーターが丁寧にお話を伺いますので、まずはお気軽にご相談ください。

無料相談
受付中

0120-981-824

通話料無料[受付時間] 平日9時～19時 / 土日祝9時～18時

※本資料の内容は、一般的に必要なとされる方が多い手続きになります。故人の状況によって必要な手続きは異なりますので、必ず役所等に確認の上手続きを進めてください。

※本資料の内容は、2025年8月1日時点の法令・制度等に基づき作成されています。最新の法令等につきましては、弁護士や司法書士、行政書士、税理士などの専門家等にご確認ください。なお、万が一本資料の内容により損害が生じた場合、弊社は一切の責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

※本資料の内容の無断転載・無断流用等は固く禁じます。